

## II ドイツの協同組合組織

### 1 ドイツの農業の概要

ドイツの国土面積は 35 万 7,386 ㎢ (2017 年、日本の 94.6%)で、16 の州からなる。北はバルト海と北海に面し、オランダ、ポーランド、デンマーク等に隣接し、欧州の中央に位置している。

北部ドイツは低地で、砂地や粘土質であり、永年草地在が広がる。一方、中部以南は山地が多い。農地の肥沃度を表す図表 1 をみると、東部ドイツにおいて肥沃度は高く、畑作に適していることがわかる。一方、北部低地の肥沃度は低く、草地を利用した畜産経営が広がる<sup>7</sup>。北部や東部では、農業経営の「専門化 (specialization)」が進んでいる。

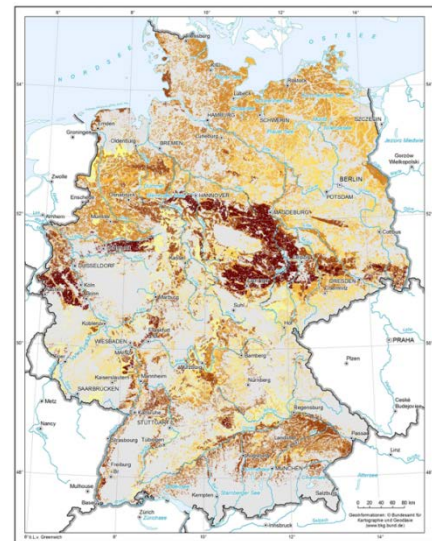
一方、南部ドイツは山岳地帯で、中小規模経営が多い。そして、例えばバイエルン州のように、農用地面積の 1 割において環境保全型農業経営が営まれており、ほかにも農家民宿やバイオガスエネルギーなどが普及するなど、農業経営体は経営多角化により所得を維持している。

2017 年のドイツの人口は 8,022 万人と、EU 加盟国のなかで最多となっている。ドイツでは、総人口の 2 割はルール工業地帯を擁するノルトライン・ヴェストファーレン州に集中するものの、消費地はある程度分散していることが特徴である。

2015 年末の農用地面積は 18 万 4,332 ㎢と、国土面積の 5 割を占めている。農用地面積の 7 割では土地利用型農業が、残る 3 割では永年草地を利用した畜産業等が営まれている。

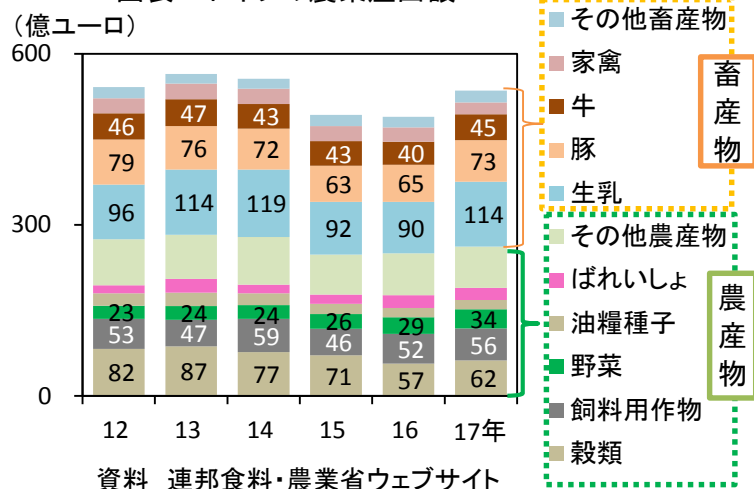
2017 年の農業産出額は 535 億ユーロで、農産物と畜産物が半分ずつを占めている(図表 2)。生産額が最も大きいのは生乳で全体の 2 割を占める。また、主

図表 1 ドイツ国土の肥沃度  
(濃色ほど土壌が肥沃)



資料 Die Bundesanstalt für Geowissenschaften und Rohstoff

図表 2 ドイツの農業産出額



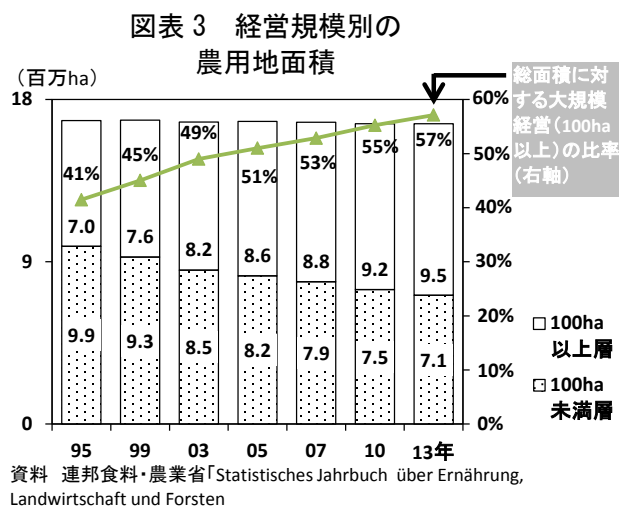
<sup>7</sup> ドイツ南部では、斜面を利用したワイン用ブドウの栽培などが盛んである。ワイン用ブドウの栽培に適している土壌と畑作に向く土壌は異なるため、ここでは南部ドイツの肥沃度については取り上げていない。

食である穀物とばれいしょも合わせて2割弱で推移している。自給度の高い品目を、2012～14年平均でみると、ばれいしょ、チーズ、豚肉、穀物、家禽、牛肉などの自給率は110%超の水準にある。また、ドイツは世界第3位の農産物輸入国であり、かつ第3位の農産物輸出国でもあるように、農産物貿易が盛んで、輸出額の75%はEU域内向けである。農産物も含む食品の輸出額は2000年代以降増加しており、2014年には666億ユーロと、2000年対比で137.8%の増加となっている。

2013年時点で、農業経営体は28.5万あり、一経営体あたりの農用地面積は64.2haとなっている。旧東独地区では、経営体数は2.4万に過ぎないものの大規模法人経営が比較的多く、平均的な経営規模は251.7haと、旧西独地区(46.7ha)の5倍である。

EU農政においては、2005年以降、大規模層の直接支払いの一部を環境保全対策に振り向けるモデュレーションを加盟国に義務付けており、これ以上の規模拡大を促進しないような政策措置がとられている。しかしドイツでは、特に100ha以上の大規模経営体の規模拡大が進んでおり、2005年以降も、農用地総面積に占める100ha以上経営層の比率は上昇している(図表3)。

このような規模拡大の背景には、近年、国際市場と域内市場の連動が強まり、農業経営が農畜産物の価格競争力の強化を迫られてきたことがある。また、農畜産物の価格変動の幅が拡大している。そうしたなかで、農業経営においては規模拡大以外の適応策として、有機農業への転換に加えて、農泊や直売等、複合経営による所得安定の必要性が高まっている。その一手段として注目されているのが、バイオガス発電や再生可能エネルギーの生産であり、ドイツにおけるバイオガス施設は、2000年の1,050機から2017年には9,348機まで増加し、2016年の総電力の27.4%はバイオエネルギーが占めている。



## 2 ドイツの協同組合概要

### (1) 協同組合の種類

EUのなかでも、ドイツは協同組合制度が発達した国の1つである。協同組合というビジネスモデルに関する国民の理解も進んでいる。協同組合の仕組みは、「自助・自己管理・自己責任」の3原則のもと、個々の組合員である個人や事業者が独立を保ちながら、共同購入や共同出荷などを行い、規模の経済性を達成すると理解されており、伝統的に農業・

金融・住宅・消費生活部門において広がっていた。

Kühl (2011) によると、ドイツの農業者のほぼ全員が農協に加入しており、農業者は少なくとも1つの農協の組合員となっている。また、自営業者の多くが分野別に協同組合を設置しており、手工業者の6割、パン屋や肉屋の9割が協同組合を組織しているなど、中小企業者による協同組合の組織化も盛んである。金融部門における協同組合の存在感も大きく、ドイツのハンデルスブラット紙 Web 版 (2017年5月31日付) によると、リーマンショック後の金融危機における安定性が高く評価され、協同組合銀行の利用者数は、2008年の1,620万から2016年の1,840万へと増加した。このほか、住宅協同組合制度も発展しており、ドイツにおける賃貸集合住宅の1割を住宅協同組合が管理している。

ドイツの協同組合グループは、①全国組織 BVR (Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken) に加盟する金融事業系統、② 全国組織 DRV(Deutscher Raiffeisenverband) に加盟する農業関連事業系統、③全国組織 ZdK(Zentralverband deutscher Konsumgenossenschaften)に加盟する生協系統、④全国組織 ZGV(Der Mittelstandsverbund) に加盟する中小企業事業者系統、⑤全国組織 GdW (Bundesverband deutscher wohnungs- und Immobilienunternehmen e.V.) に加盟する住宅協同組合系統の5系統に分かれている (図表4)。①~④までの4系統は、協同組合制度共通の利益代表者として「ドイツ協同組合ライファイゼン中央会 DGRV (Deutscher Genossenschafts- und Raiffeisenverband e.V.)」を組織している。

これらの DGRV グループに⑤の住宅協同組合系統は所属しないものの、DGRV と GdW は「ドイツの協同組合連合会の自由委員会 (Freier Ausschuss der deutschen Genossenschaftsverbände)」という組織を形成している。同委員会は、公衆や立法者に対

図表4 ドイツの協同組合組織(2016年9月30日)

全国組織	ドイツの協同組合連合会の自由委員会					
	ドイツ協同組合ライファイゼン中央会 DGRV				GdW (住宅協同組合)	
	BVR	DRV	ZGV	ZdK		
組地方	地方監査中央会(5), 専門監査中央会(5)				州監査中央会(12)	専門監査中央会
単協	協同組合銀行 1,021組合, 組合員18.3百万人 職員16万人	2,212農協 組合員48万人 職員6.6万人	2,734事業協同組合(手工業, 商業, 交通) 組合員53万人 職員63万人	生協(26) 組合員31.4万人 職員1.5万人	住宅協同組合 (1,925, うち47は貯蓄組合)2.2百万戸 組合員2.8百万 職員24万人	農業生産者協同組合(720) 組合員18万人 職員1.2万人
連州・全国	1 DZBank, 15専門金融サービス会社, 職員3.2万人	6連合会, 酪農協連合会, 食肉連合会, 職員3万人	8連合会, 職員9千人	連合会, 職員11人		

\* 上記データは農協と重複

資料 DZ BANK 'Die deutschen Genossenschaften 2016'

して、協同組合の理念に則った協同組合制度を維持するための活動や、協同組合の理念やアイデンティティについての考えや経験の交流を行う。

①～④の4系統の単協は、地方組織である、5つの地方監査中央会（バーデンビュルテンベルグ、バイエルン、フランクフルト／北ドイツ、ラインラント・ヴェストファーレン、ヴェザー・エムス）と、PSD Bank 系、Sparda-Bank 系、FPV（中央ドイツ生産者協同組合専門監査中央会）、EDEKA 生協系、交通系といった専門分野を担当する専門監査中央会に加盟し監査を受けることで、協同組合法で定められている監査義務を果たす。同様に、2,000ほどの住宅協同組合も地方監査中央会に加盟し、法定の監査義務を果たしている。

地方監査中央会などの地方組織は、金融事業系統では BVR、農業関連事業系統では DRV、中小事業系統であれば ZGV、生協系統であれば Zdk という全国組織に加盟している。さらに、これら4系統の全国組織は共通でやはり全国組織である DGRV に加盟している。

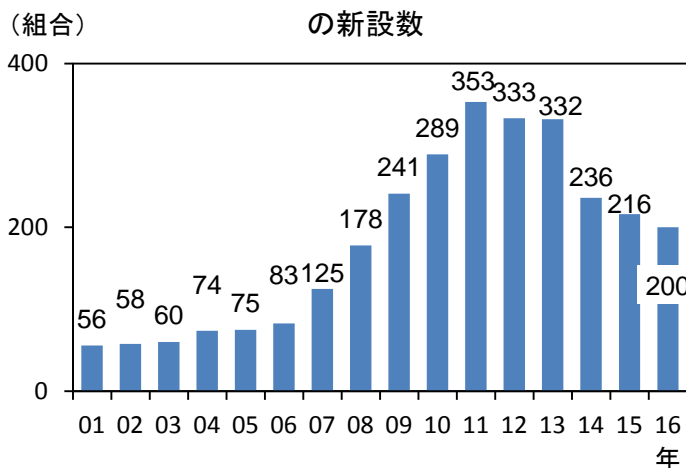
地方監査中央会等の地方組織とはべつに、単協が行う各業務については、全国段階や州段階などに広範囲にわたって機能を発揮する連合機関がある。これは、金融系統であれば全国銀行である DZ BANK や Deutsche Genossenschafts-Hypothekenbank（ドイツ協同組合抵当銀行）などの専門金融サービス会社であり、また農協系であれば、AGRAVIS や BayWa などの「連合会（Hauptgenossenschaft<sup>8</sup>）」とよばれるものである。農協の連合会は、単協を会員として共同購買事業や共同販売事業を行う一方、大規模農業経営体との直接取引も行っている。

このほかに、近年のドイツ協同組合にかかる大きな動きとしては、協同組合の新設数の増加が挙げられる。過去には協同組合の新設は少なく、合併などにより組合数は1950年代の旧西独地区の3万弱から、2008年の連邦全体で7,500ほどまでに減少していた（図表5）。しかし、2007年以降

協同組合の新設が相次ぎ、2009年に初めて合併などによる組合数減少を新設組合数が上回り、合計組合数が増加するほどとなった。

近年における、新たな分野を中心とした協同組合の新設数の増加は、「協同組合の新世代（Neue Generation von Genossenschaften）」と呼ばれている。エネルギー協同組

図表5 2001年以降の協同組合の新設数



資料 Stappel(2011), DZ Bank「Die deutschen Genossenschaften」各年次

<sup>8</sup> 便宜上、ドイツ語で Hauptgenossenschaft、Zentral、Zentralgeschäftsanstalt、Bundes Zentral と呼ばれる組織を全て連合会と翻訳している。

合、医療従事者協同組合、共同購買店など、伝統的に協同組合が普及していた分野以外において、協同組合の新設が顕著であった。とくに再生可能エネルギー部門での協同組合の新設数が多く、2000年代に新設された協同組合のうちで最も多い。協同組合の伝統的な部門である、農業協同組合や住宅協同組合における新設数はそれほど多くはなく、新設された農業協同組合は、バイオマスなどの再生エネルギー関連事業に農業者が取り組む組合であるケースが多かった。

Stappel (2011) は、このように協同組合の新設数が増えた要因として、①2001年から地方監査中央会などが取り組んできた「協同組合新設のイニシアティブ」、②2006年の協同組合法の改正、③再生可能エネルギーの振興をあげている。

①は、具体的には、DGRV が地方監査中央会などの協力のもと、医療・健康、行政サービス、再生可能エネルギー、手工業分野を対象に、各分野の課題解決には協同組合という仕組みが意義を持つことを公衆に広くアピールしたことを指している。とくに、ウェブサイト「新しい協同組合<sup>9)</sup>」の開設等を通じて、協同組合の設立手順にかかる情報公開に努めた結果、協同組合設立へのハードルを引き下げたと評価されている。

②は、2006年の協同組合法改正により、経済的だけでなく、社会的もしくは文化的な目的を掲げた協同組合を設立できるようになったことをさす。さらに、最低組合員数が7人から3人に引き下げられたことや、組合員が20名以下の組合では、経営管理委員会の設置義務が免除されるとともに、理事会の構成員も1人で良いとされ、簡素な組織構成が許されるようになった。あわせて、このような小規模協同組合における監査義務も緩和された。

## (2) 協同組合の全国組織DGRVの役割

各部門に共通した協同組合の全国組織DGRVは、グループを統括する全国組織であるとともに、監査機能を有している。2016年の「透明性報告書(Transparenzbericht)<sup>10)</sup>」によると、DGRVの会員は、各系統の全国中央会4組織、地方監査中央会と専門監査中央会の11組織、連合会等29組織、中央会子会社24組織、その他(協同組合制度に関連する単協、法人、私法および公法に基づいた人的会社など)59組織となっている。

DGRVは1971年に設立され<sup>11)</sup>、金融事業系統、農業関連事業系統、中小事業系統、生活用品共同購買事業系統の協同組合に共通する経済制度、法制度、税制度等に関する利害や要請について、対外的に訴える役割を負っている。また、DGRVは、監査業務に関しては、州段階で解決できない課題を補完的に支援することを主な役割とし、協同組合の監査

<sup>9)</sup> 「新しい協同組合」ウェブサイトは、現在は「ドイツの協同組合」というウェブサイトの一部となっている。<https://www.genossenschaften.de/>

<sup>10)</sup> 2016年に施行された、EU規則537/2014に従い、企業の決算監査の担当者が提出義務を負う報告書。

<sup>11)</sup> 監査権をDGRVが有したのは、1972年2月23日。

制度全体の維持管理を主要業務としている。具体的には、DGRV の役割は、会計報告書の作成や監査について、地方監査中央会等の会員に対する専門的なアドバイスを行うことであり、DGRV は協同組合の経営、会計規則、監査制度に関する協同組合グループの頭脳としての役割を果たしている。DGRV の直接会員で、地方監査中央会に属していないような連合会等については、監査を担当している。

このほか、教育部門も担当している。これも部門別の全国組織や地方監査中央会を補完する形で、協同組合の振興や、国内・国外の協同組合関連機関の支援を行っている。

### 3 農業協同組合

#### (1) 農業協同組合の現況

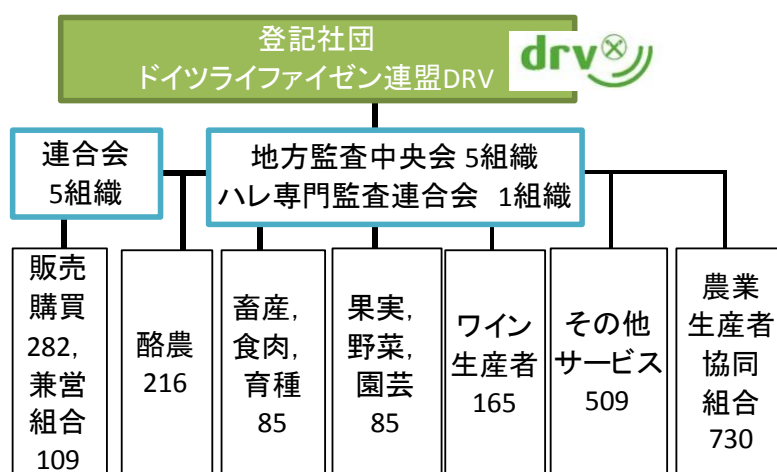
DRV を全国組織とする DRV グループは、農協が加盟する監査中央会 6 組織、販売購買組合等の専門農協、経済事業を兼営する協同組合銀行、連合会（地方監査中央会に加盟するもののみ）、協同組合以外の法形態をとる農業関連事業体（地方監査中央会に加盟するもののみ）等から構成される（図表 6）。

単協段階をみると、2016 年時点では、DRV グループで「経済事業 (Waren Geschäft)」と呼ぶ、共同販売（穀類、油糧種子類、馬鈴薯、再生可能資源）と共同購買（種子、農薬、肥料、飼料、農業機械）を行う販売・購買組合、また経済事業を兼営する協同組合銀行（以下、「兼営組合」という）が、合計 391 組合ある。このほか、生乳の集乳および加工を行う酪農協が 216 組合、畜産、食肉、育種の組合が 85 組合、青果部門の共販等を行う果実、野菜、園芸組合が合計 85 組合、ワイン生産者組合が 165 組合、そして旧東独の元国営農場から転換した農業生産者協同組合

(Agrargenossenschaft<sup>12)</sup> が 730 組合存在している。

2016 年における DRV グループの総売上高は 601 億ユーロに達している。この総売上高の 6 割を占める

図表6 ドイツのDRVグループ組織図(2016年)

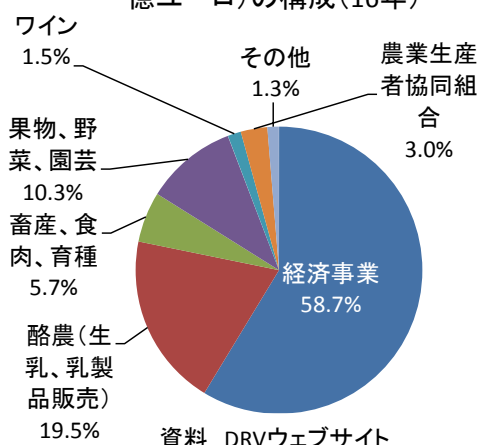


資料 DRV ウェブサイト

<sup>12</sup> ドイツ語の Agrargenossenschaft は直訳すると農業協同組合となるが、これは元国営農場が 1990 年の東西ドイツ再統合の際に、旧西ドイツにおける協同組合に転換したもので、組合員が出資者であり、利用者であり、従業員でもあるという労働者協同組合である。直訳すると混同する恐れがあるため、便宜上、農業生産者協同組合と翻訳した。

のは、前述の経済事業である(図表7)。なお、経済事業には肥料・飼料・農機等の共同購入、および穀類等の共販の売上高に加えて、ガソリンスタンド事業、建設資材卸売事業、園芸用品販売事業(後述する、「ライフアイゼンマーケット」事業に相当)の売上高が含まれている。これらの事業は、販売・購買組合が専門農協として行うほか、連合会や酪農協の一部、および協同組合銀行でありながら経済事業も行う兼営組合も手掛けている。

図表7 DRVグループの売上高(601億ユーロ)の構成(16年)



ドイツにおいて、これらの部門における農協のシェアは高い。例えば、穀類の出荷量に関しては農協が50%のシェアを占める。さらに、寡占市場となっている農薬部門での農協の役割も大きく、単協が農業者の需要を取りまとめ、DRVグループの連合会を通じて、大手事業者と対等の交渉を行っている。DRVグループの飼料部門では、単に飼料の共同購入だけではなく、配合飼料の加工も行っており、DRVグループは配合・濃厚飼料生産量の3割を占めている(Lutz (2011))。

2016年のDRVグループの売上高において、2番目に高い割合を占めるのは酪農(生乳、乳製品販売)である。ドイツの酪農部門における酪農協の存在は大きく、ドイツの生乳生産量の3分の2を酪農協が集乳している。2016年時点で216組合ある酪農協のうち、182の酪農協は集乳のみを行い、34の酪農協では、酪農協本体が集乳を担当し、その子会社である乳業メーカーが乳製品加工、販売を行っている。

EUの農業政策が輸出拡大による市場指向性を強め、同時に価格支持政策を後退させたことから、DRVグループにおいても、輸出戦略の重要性が高まっている。2009年以降の

図表8 DRVグループの農産物輸出額

(百万ユーロ、%)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016年	年平均増加率
合計	3,033.3	3,487.2	4,178.5	4,121.6	5,004.6	4,622.3	4,190.9	4,047.9	4.2
農産物	474.9	508.4	590.5	625.1	671.5	748.8	821.6	797.8	7.7
穀類、油糧種子	285.3	280.7	368.2	419.0	426.7	466.8	442.2	434.0	6.2
飼料	73.4	89.7	70.3	37.8	67.0	68.5	188.1	140.7	9.7
青果、園芸	20.6	23.3	25.2	29.4	26.4	32.3	31.1	28.0	4.5
ワイン	27.6	26.5	28.3	30.5	32.3	34.7	33.3	29.9	1.2
その他農産物	68.0	88.2	98.5	108.4	119.1	146.5	126.9	165.2	13.5
畜産物	2,558.4	2,978.8	3,588.0	3,496.5	4,333.1	3,873.5	3,369.3	3,250.1	3.5
家畜	41.8	46.7	56.9	35.5	65.4	98.5	69.6	37.3	△ 1.6
食肉	484.6	527.3	608.8	685.2	1,180.8	566.9	514.1	507.7	0.7
乳製品	1,978.9	2,328.5	2,779.7	2,687.2	2,993.9	3,124.4	2,720.4	2,633.9	4.2
その他畜産物	53.1	76.3	142.6	88.6	93.0	83.7	65.2	71.2	4.3

資料 DRV 'Statistischer Bericht'

DRV グループの農産物輸出額をみると、10年の3,487.2百万ユーロから16年の4,047.9百万ユーロへと、16.1%も増加した(図表8)。同輸出額における畜産物の比率は高く、全輸出額の7割弱を乳製品が占めている。ただし、2010年以降の年平均増加率を部門別に比べてみると、乳製品は4.2%と他の品目を下回っている。

## (2) 農業協同組合の誕生と戦前までの発展

ドイツの協同組合は、日本の産業組合、ひいては日本の農業協同組合の母型といわれているが(小楠(1994))、ライフアイゼン系統の農業協同組合は、相互扶助の理念、三段階組織、信用・経済事業の兼営など、多くの同一性・類似性がある。一方で、注意したいのが、日本の産業組合と違い、ドイツの農業協同組合の誕生や普及は、国家の介入によらない、農村住民の自発的な運動によるものであったことである(村岡(1997))。

ドイツの農業協同組合の誕生や、第二次世界大戦前の時代における普及の中心人物は、「ドイツ農村信用組合の父」と呼ばれるフリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライフアイゼン(Friedrich Wilhelm Raiffeisen)である。1846~1847年の天候不良やばれいしょの疫病を要因とした飢饉の際に、農村では再生産のための種子や家畜が枯渇し、銀行からの融資は金利が高すぎて農家が借り入れることは難しく、農家は苦境に陥った。ボン市から40kmほど離れた、ラインラント・プファルツ州ワイヤーブッシュ村の村長であり、かつ熱心なキリスト教徒であったライフアイゼンは、1846年の「ワイヤーブッシュ・パン組合(Weyerbüscher Brodverein)<sup>13</sup>」を皮切りに、キリスト教精神に基づいた、慈善組合の組織化に取り組み、さらにそれを自助による相互扶助の事業体に発展させた。1862年に農村における協同組合銀行の第1号となる「アンハウゼナー・貸付金庫(Anhausener Darlehnskassenverein)」が設立されている。同貸付金庫の特徴は、①他者ではなく自助による相互扶助、②アンハウゼン教区という地域限定性、③貸付事業のみの実行という特徴を備えていたことであった。狭い教区内で懐事情をよく知る組合員同士が相互に資金を融通する相互扶助の仕組みは、情報の非対称性による信用リスクを引き下げ、低金利融資を可能としたと評価されている(Bonus(1994))。

この組合は誕生してすぐ、農業資材の共同購買事業を兼営することとなり、農家に安価な資材を提供した(Eichwald and Lutz(2011))。ライフアイゼンの勧めに従い、ヘッドストルファー貸付組合は、1869年に、肥料、石炭、素畜等の共同購買事業の兼営を開始している。さらにライフアイゼンは、1877年に連合会(Anwaltsschaftsverband ländlicher Genossenschaften)を組織し、貸付金庫への指導事業等を開始している。

ライフアイゼンによる貸付金庫が金融事業だけでなく共同購買事業にも取り組んだ一方

<sup>13</sup> 村岡(1997)によると、パン組合は、村長がプロイセン政府から貯蔵穀物を引き出し、寄付金を募るなどしてパン焼き小屋を建設し、パンを安価で村民に販売した。さらに安価な種子の調達を行った。



で、ヘッセン州の公務員ヴィルヘルム・ハース<sup>14</sup>は、専門農協の組織化・普及をライフアイゼン系統の外側で進めた。1872年に連合会（Verband der hessischen landwirtschaftlichen Konsumvereine）を設置し、また1883年には、ライフアイゼン系統以外の農協をまとめた全国連合会「ドイツ農業協同組合連合会（die Vereinigung der deutschen landwirtschaftlichen Genossenschaften）」を組織した。後者によって、肥料等の生産資材の大口取引により、肥料製造業等への交渉力を引き上げただけでなく、酪農協系統や穀物販売、およびワイン醸造・販売部門で組織化されていた専門農協をグループ内に取り込んだ。

1920年には、ドイツの協同組合数は41,000組合に達した。これは、以下に述べる1889年の協同組合法施行により、協同組合に有限責任制が導入されたことが大きく貢献している。

図表9は、1890年から1920年までの組合数の動向を示している。当時の産業構造を反映して、1920年までの協同組合の7～8割が農協であった。Prinz（2002）によると、1907年時点ですでに、ドイツの250万人の農民のうち大半が農協の組合員であったと推測されている。

さらに、1890年から1920年までに、農協数合計は3,006組合から31,623組合へ急増している。また農協数のうち、兼営組合は5～6割を占めていた。

ドイツの農協としては、兼営組合を中心とするライフアイゼン系統と、専門農協型の組合を中心とするハース系統が別々に発展していたが、1930年に両系統の統一的な連合会である「ドイツ農業協同組合帝国連合会ライフアイゼン（Reichsverband der deutschen landwirtschaftlichen Genossenschaften – Raiffeisen）」が創設され、これらの2系統は1

図表9 ドイツの農協数の動向（1890～1920年）

（組合、％）

年	協同組合数	農協の割合	農協の合計 (a)	兼営組合 (b)	(a)/(b)	販売・購買	酪農協	その他専門農協
1890	-	-	3,006	1,729	57.5	537	639	101
1895	10,600	67.6	7,170	4,872	67.9	869	1,222	207
1900	17,700	77.0	13,636	9,793	71.8	1,115	1,917	811
1905	23,700	81.5	19,323	13,181	68.2	1,867	2,832	1,443
1910	30,000	79.5	23,845	15,517	65.1	2,280	3,333	2,715
1914	35,300	80.2	28,318	17,696	62.5	2,809	3,572	4,241
1918	37,440	78.9	29,552	18,183	61.5	3,116	3,588	4,665
1919	39,700	77.7	30,845	18,788	60.9	3,320	3,562	5,175
1920	41,000	77.1	31,623	18,331	58.0	3,717	3,406	6,169

資料 Prinz(2002)

<sup>14</sup> Wilhelm Haas(1839-1913)は、農協の“第2の父”と呼ばれる。1872年に農業者の生活資材のための共同購買用に消費協同組合をヘッセン州フリートベルク市に設立。とくに、連合構造の形成に貢献した。

つのグループとなった。

### (3) ドイツの協同組合法制

#### a 協同組合法の特徴

ドイツの協同組合法は、日本の産業組合法（明治 33 年法律第 34 号）がその範にした 1889 年の産業経済組合法（Genossenschaftsgesetz : Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften. Vom 1. Mai 1889、以下「協同組合法」または GenG という）であり、制定後幾多の変遷があるが現在も効力を有している。

協同組合法を補充・補完する法律には、商法典（Handelsgesetzbuch (HGB)）、労働者共同決定法（Mitbestimmungsgesetz）、組織転換法（Umwandlungsgesetz）、企業のコントロールと透明性に対する法律（Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)）、競争制限禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen (GWB)）、税法があり、協同組合銀行に関しては信用制度法（Kreditwesengesetz (KWG)、日本の銀行法に相当）等がある。

日本との最大の違いは、特定の種類の協同組合のための法律は存在しない点である。

ドイツの協同組合法は、柔軟な設計になっており、協同組合のアイデンティティに関連する事項である、例えば非組合員との取引、不分割積立金の創設、払込済出資に対する配当、解散の場合の資産の処分等は、定款自治に全面的に委ねられている。

#### b 協同組合の定義と目的

協同組合は、「構成員数を限定せず、共同経営の方法により、その構成員の産業もしくは経済または社会的もしくは文化的利益を増進することを目的とする社団」（GenG 第 1 条 1 項）である。

ドイツでは、この「目的」を達成するためのものであれば、保険業務を除き（保険については、相互保険会社(VVaG)か株式会社(AG)の法形式が求められる）、合法的なものである限り、どのような事業を行うかは各協同組合の任意である。

ちなみに 2006 年改正<sup>15</sup>前の同条 1 項各号には、例示であったが、典型的な 7 つのタイプの協同組合が列挙されていた。2006 年改正により、伝統的な利用者のための協同組合以外の社会的協同組合をも設立することが可能となり、例示規定は削除されているが、参考までに掲げておこう。

- i 前貸しおよび信用組合
- ii 原材料購買組合
- iii 農産物その他の生産物の販売を目的とする組合（販売協同組合、倉庫協同組合）

---

<sup>15</sup> Gesetz zur Einführung der Europäischen Genossenschaft und zur Änderung des Genossenschaftsrechts vom 14. August 2006

- iv 共同計算により生産物の生産および販売を目的とする組合（生産者協同組合）
- v 生活必需品の共同購買または販売を目的とする組合（消費生活協同組合）
- vi 農業または商工業の経営に必要な物品の共同による調達および利用を目的とする組合
- vii 住宅建設を目的とする組合

### c 協同組合の事業

前述のようにドイツでは、協同組合は保険業務を除いては、すべての分野の業務を定款で定めるところにより行うことが許されている。

協同組合の本質的な特質は、組合員の活動を助成することであり（その意味では、社会的協同組合は伝統的な協同組合の概念からすると異質な側面をもつ）、非組合員との取引は、利用者＝所有者という協同組合のアイデンティティの原則に反するものとして、定款で非組合員との取引を許容する場合でなければ行ってはならない（GenG 第 8 条 1 項 5 号）という立場に立っている。しかしながら、非組合員との取引を認める場合のその限度に関しては、何らの規制も設けられてはいない。

ちなみに、販売農業協同組合等の場合には、組合員の出荷義務等の関係もあり、非組合員との取引を認めない定款にしている例が少なくないが、いわゆる経済事業を兼営する協同組合銀行の模範定款では、組合員資格の地区による限定がない上、その目的規定（模範定款第 2 条 4 項）に非組合員に対する事業の展開も許容される旨の定め<sup>16</sup>を置くことで非組合員による事業利用を無制限に認めている。

### d 協同組合の設立

協同組合を設立するには、3 人以上（2006 年改正前は、7 人以上）の組合員が必要である（GenG 第 4 条）。

行政庁の認可等は不要であるが、裁判所に対する設立の登記申請にあたって、その設立によって組合員または債権者の利益を害するおそれがないかどうかに関し、加入を予定している監査中央会（Prüfungsverband）の鑑定意見書を当該監査中央会に対する加入を承諾する旨の証明書とともに添付することが求められている（同第 11 条）。

協同組合の名称には、登記協同組合(eingetragene Genossenschaft)またはその略称である eG を含めなければならない（同第 3 条）。これは連合会も同じである。

なお、監査中央会の法形式は、協同組合（Genossenschaft）ではなく登記社団（eingetragenen Vereins）である（同第 63 条の b 第 1 項）。

---

<sup>16</sup> 具体的な規定は、Die Ausdehnung des Geschäftsbetriebs auf Nichtmitglieder ist zugelassen.

## e 組合員資格

組合員の資格については、法律上特段の定めはなく、特定の区域内に住所を有することを条件とする場合を除き、定款の必要記載事項ともされていない（GenG 第 8 条 1 項）。もともと、組合員資格は定款に記載されるのが通例である。

なお、2006 年の改正は、明文をもって、出資はするが組合の事業を利用しない、ないしは利用できない組合員として投資組合員を認めた（同第 8 条 2 項）。

投資組合員は利用組合員に比して組織における役割は脇役的なものであり、利用組合員が投資組合員の多数意見によって影響されないための安全弁として、ドイツの協同組合法では、投資組合員の議決権はその他の組合員の議決権数を超えてはならないこと、定款変更等特定の決議が投資組合員が議決に加わることで妨げられない措置を講ずべきこと（当該決議に関しては投資組合員が議決に加われないようにすることを含む）、経営管理委員会の構成員のうち投資組合員の数が構成員総数の 4 分の 1 を超えてはならないことが定められている（同第 8 条 2 項）。

## f 組合員の権利義務

組合員は、協同組合の所有者、かつ利用者であり運営者（経営者）であるという協同組合の三位一体性に照らして、種々の権利・義務を有するのは、日本の場合と基本的には同じである。

ここでは、組合員の事業利用に関する自由と組合員の共同事業としての協同組合の事業が成功するために必要な団体的統制に関連する規整を整理しておく。

協同組合と組合員との間の法律関係は、法律に明文のあるものを除いては、定款の定めるところによる（GenG 第 18 条）。

日本と同様、当然のこととして明文はないが、協同組合の本質的性格に照らし、組合員には事業を利用する権利があり、したがって協同組合は正当な理由がない限り、その事業の利用を拒めない。このこととの関係で、組合員には事業を利用する義務が一般に認められ、協同組合法においてもそれを前提に「組合員に組合の施設もしくはその他の事業を利用し、または物または役務の提供を求める義務を導入し、もしくは拡大しようとする定款変更は、表決権の少なくとも 10 分の 9 の多数決を要する。組合が組合員のために調達し、または提供する行為のために、組合員に経常的負担金の支払義務を導入し、または義務を拡大しようとする定款の改正をするには、表決権の少なくとも 4 分の 3 の多数決を要する。定款でより多くの多数決およびその他の要件を定めることはできる」（同第 16 条 3 項）旨規定しており、實際上、事業者の協同組合、農産物の販売協同組合等にあつては、その原始定款で利用義務を規定しているのが通例である。

一方、組合員には脱退の自由が保障されており、組合員は、事業年度末の 3 か月前までに脱退の予告通知をすることで事業年度末に脱退することができる（同第 65 条 1 項・2

項)。しかし、この予告期間は、定款でその期間を5年までとすることができ（同項2文）、さらに組合員の4分の3超が事業者（民法典14条にいう事業者（Unternehmer））である協同組合にあつては、この予告期間を10年までにすることができる（GenG第65条3項3文）。

なお、定款で予告期間につき2年を超える期間が定められている場合であっても、最低限1年間組合員でいた者であれば、その者の人的または経済的關係により（例えば、破産したとか、事業を廃止したといったような場合）、脱退予告期間の満了まで組合員としてとどまることが想定できない場合には、原則どおり脱退する事業年度末の3か月前までに脱退を申し出ることができることとされている（同3項）。

このように、事業者の協同組合にあつては、短期間で脱退された場合に財政基盤を失い協同組合自体の存続も危ぶまれることとなるリスクを回避するため、長期の予告期間を定款で定めることが許容されている。

## **g 協同組合の機関**

組合の機関は、組合員総会（または代議員総会）のほか、理事会（Vorstand）および経営管理委員会（Aufsichtsrat）である。監事（監査役）は、機関ではなく、監査の職務は経営管理委員会が担う。

なお、このように経営管理のための機関については2層方式が採用されているが、組合員が20人以下の組合にあつては、経営管理委員会を設けることを要せず、理事（Vorstand）は1人でもよい（GenG第9条1項、24条2項）。

この2層方式のガバナンスの仕組みは、ドイツのほか一部の国で採用されている方式で、組合員に代わって経営管理の職務を担う機関を、業務執行機関（理事会）とその職務執行を監視・監督のための機関（経営管理委員会）とに分けたものであり、業務執行に関する重要な意思決定に関しては、定款をもって経営管理委員会の承認を必要としているのが通例である。

### **（a）総会**

組合の最高意思決定機関で、協同組合法に別段の定めがない限り、組合の重要な事項のすべてを決定する権限を有する（同第43条1項）。

決議の要件は、法律・定款に別段の定めがない限り、表決権の過半数をもって決する単純多数決である（同条2項）。

組合員の議決権は1人1票であるが、定款で複数議決権の付与を定めることができる（同条3項）。なお、複数議決権を付与する場合の基準は、次のとおりである（同項各号）。

- ・ 協同組合の事業を特段に振興する組合員に、1人3議決権（これは利用高に応じた議決権を意味する）を限度に付与することができる（1号）。ただし、表決権の4分

の 3 以上の多数決を要する決議、複数議決権に関する規定の削除または制限に関する決議の場合には、1 人 1 票に制限。

- ・ 事業者である組合員が 4 分の 3 を超える組合にあつては、個々の組合員の複数議決権は、総会に出席している議決権の 10 分の 1 を限度に付与することが可 (2 号)。
- ・ 組合員が専ら登記協同組合である組合 (連合会) の場合には、払込出資の額その他の基準に従って付与することが可 (3 号)

組合員が 1,500 人を超える組合の場合、代議員総会 (総代会) を設けることができ、また定款の定めによって特定の決議を総会の権限として留保することができる (GenG 第 43 条 a 第 1 項)。

総代会は、少なくとも 50 名の代議員 (総代) によって構成され、議決権については複数の議決権は認められず、1 人 1 票である (同条 3 項)。

## (b) 理事会

理事会は、少なくとも 2 名 (その資格は、組合員である自然人) によって構成し、総会により選・解任されるが、定款の定めによって他の選・解任の方法を定めることもでき (同第 9 条 2 項、第 24 条 2 項)、第一次組織の協同組合の定款では、経営管理委員会の権限にしているのが通例である。

組合員が 20 人以下の組合にあつては、経営管理委員会を設けることを要せず、理事会を 1 人で構成することもできる (同項 3 文)。

理事は、定款で別段の定めがなければ、共同して組合を代表する (同第 25 条 1 項)。

なお、2015 年の改正で、共同決定の対象となる協同組合<sup>17</sup>の理事会の構成員に関し、女性の割合の目標 (目標値を決定する際に女性の割合が 30%未満である場合、目標値はそれぞれが過去に達成した割合より小さくしてはならない) とその目標に到達するための期限 (5 年) を設定することが義務化された (同第 9 条 4 項)。

## (c) 経営管理委員会

経営管理委員会は、理事会の監督機関であり、総会で選任された最低 3 名で構成される (同第 36 条 1 項、38 条 1 項)。

---

<sup>17</sup> 被用者が 2,000 人を超える企業 (協同組合を含む) においては、協同組合法 9 条 2 項は適用されず、経営管理委員会の半数は被用者代表をもって構成される (Mitbestimmungsgesetz - MitbestG) (同法 1 条 1 項、6 条 3 項、7 条 1 項)。これは、2015 年の「民間及び公共セクターの経営管理層における男女の平等参加に関する法律 (Gesetz für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst, BGBl, Nr. 17 vom 30.04.2015)」によるもので、上場会社および共同決定の対象となる企業の経営管理委員会等について、2016 年以降、最低限 30%の女性の登用が義務付けられることとなった。30%は最低水準で、過去 30%を超える登用の実績がある場合の目標値は過去の実績までとされ、また理事会は上級管理職レベルで同じように女性の割合を増やす目標を設定し、実行することが求められている (Geng 第 9 条 3 項)。

ただし、前述のように組合員が 20 人以下の組合にあつては、経営管理委員会を設けることを要しない。

構成員の資格は、組合員である自然人でなければならないが、定款で投資組合員を認めている場合には、経営管理委員の構成員のうち投資組合員の数が構成員総数の 4 分の 1 を超えてはならない（同第 8 条 2 項）。

なお、2015 年の改正で、共同決定の対象となる協同組合にあつては、経営管理委員会の構成員に関し、女性の割合の目標（目標値を決定する際に女性の割合が 30%未満である場合、目標値はそれぞれが過去に達成した割合より小さくてはならない）とその目標に到達するための期限（5 年）を設定することが義務化された（同第 9 条 4 項）。

さらに、協同組合が有価証券の発行を通じて資本市場から資本の調達を行う場合、または金融機関である場合には、経営管理委員会の構成員は、当該協同組合が行っている業務分野を全体として熟知していることが求められ、少なくともそのうちの一人は会計または監査の専門知識を有していなければならないこととされている（同第 36 条 4 項）。

また、経営管理委員会は、会計処理、内部統制システムの効率性、リスクマネジメント・システムおよび内部監査システムの監査・監督するための監査委員会を指名することができ、さらに有価証券の発行を通じて資本市場から資本の調達を行う組合である場合または信用事業を営む金融機関である場合には、監査委員会は少なくともそのうちの 1 人は会計または監査の専門知識を有していなければならないとされる（GenG 第 38 条 1 項 a）。

## **h 組合の財務・会計**

### **（a）最低資本金制度**

2006 年の改正は、資本の可変性を特徴とする協同組合に、脱退等によって払込済出資金の払戻しを行うことによる場合であっても、その額を下回ってはならない協同組合の最低資本金（Mindestkapital）を定款に規定することができるようにした（GenG 第 8 条 a）。したがって、当該定めがあれば定款所定の最低資本金を下回るようになるような払込済み出資金の払戻しは留保される（同条 2 項）。

また、同年の改正は、投資組合員制度を認め、組合の事業を利用しない組合員からの資本調達を可能にした（GenG 第 8 条 2 項）。

### **（b）剰余金の処分**

毎事業年度の剰余金は、組合員に分配されるか法定準備金その他の利益準備金に充当される。

組合員に対する剰余金の分配は、定款で定めるところに従って払込済みの出資に対する利子の支払いとして支払われるか（定款で確定利率を定めるか、最低利率を定める）（同第 21 条 a）、協同組合に伝統的な剰余金の分配としての組合員の事業の利用高に応じた割戻

し（利用分量配当）である。

なお、協同組合法には出資配当に相当する利子の支払いに関する利率の上限規制は設けられていない。また、事業利用分量配当に関しては、協同組合法には明文の規定はなく、定款の定めに基づく理事会の決定に委ねられている。

組合員に対する剰余金の分配は必須ではなく、定款の定めにより剰余金を分配せず、法定準備金およびその他の利益準備金に積み立てることができ、さらに定款の定めがあれば、当該年度の剰余金の半分の範囲で、理事会が利益準備金に積み立てることができるようにすることができる（同第 20 条）。

法定準備金は損失のてん補に充当される資金であるが、その限度、積立ての割合等については、定款の定めにより委ねられている（同第 7 条）。ところで、原始協同組合法では、協同組合の積立金は不分割であった（その意味で積立金を区分する意味はなかった）が、その後の改正により、定款の定めによる特別の積立金を認め、その中から脱退した組合員に一定の要件のもと請求権を与えることが認められている。ただし、今日までこのオプションを用いる例はほとんどないとされる（Münkner (2013) p.421）。

また、協同組合が解散した場合の残余財産の分配については、定款自治に委ねられている（同第 91 条）。払込出資金の総額を超えることとなった残余財産は組合員数によって分配する（同条 2 項）のが原則であるが、定款によって、財産を分配せずまたは他の分配方法によることを定めることができ（同条 3 項）、残余財産につき、定款で帰属先を定めていなかった場合には、協同組合がその事務所を有していた自治体に帰属するものとされ、その利子は広く公共の利益のために使用される（GenG 第 92 条）。

会計帳簿・会計に関する義務は、おおむね会社のそれに準ずる。会計に関する規定は商法典（第 238 条～263 条）にあり、それらはすべての法形式の企業に適用される。

年次決算書は、監査中央会、登記を管轄する裁判所、財務当局に提出しなければならない。

## **i 監査**

協同組合は、監査権を賦与された中央会（監査中央会）のいずれか 1 つに加入しなければならない（GenG 第 54 条）。

協同組合は、その所属する監査中央会の監査を受ける（同第 55 条）が、協同組合は少なくとも 2 年に 1 回は諸施設、資産および業務運営について適法性等のための監査を受けなければならない。貸借対照表の総資産の額が 200 万ユーロを超える協同組合にあっては毎事業年度監査を受けなければならない（同第 53 条 1 項）。この場合、資産総額が 150 万ユーロを超え、かつ、事業取扱高が 300 万ユーロを超える協同組合にあっては、会計帳簿を含む年次決算および業務報告書が監査されなければならない（同条 2 項）。



## **j 登記と監督**

協同組合は、協同組合登記簿（Genossenschaftsregister）に登記される。その内容と手続は商業登記のルールに従って行われる（協同組合の登記に関する規則（Genossenschaftsregisterverordnung - GenRegV）第1条）。

協同組合の第三者による監督は、大部分が政府から主務大臣の監督を受ける監査中央会に移譲されている。監査業務を行うには、監査のライセンスが必要（GenG 第54条1項、63条）で、財政基盤がしっかりしている中央会に限って与えられる（同第63条a第1項）。監査中央会は、所管の監督官庁の監督に服し（同第64条1項）、当局はその義務が適切に遂行されるよう必要な措置を講ずることができる（同条2項）。そのため、必要な監査報告その他の書類の提供や定期的な報告を求め、監査中央会の総会に代表を出席させ、必要な場合には立入調査を行い、第三者をして調査に当たらしめることができることとされている（同項各号）。

行政当局による協同組合の監督は、この監査中央会を通じて間接的に遂行され、直接的には、組合員の助成という協同組合の目的が適切に遂行されているかどうかのコントロールに限定されることになる。すなわち、協同組合の業務執行機関の違法行為によって公益が損なわれるとき、または協同組合法1条の目的に反し協同組合の目的が組合員助成の任務に向けられていない場合には、当該協同組合は、協同組合が所在地を有する区域を管轄する州の最上級行政庁の申し立てに基づいて管轄裁判所の判決をもって解散を命ずることができることとされているに過ぎない（GenG 第81条1項）。

## **k 組織変更等**

合併、分割、組織変更等に関しては、1995年に施行された1994年の組織変更法（Umwandlungsgesetz - UmwG）に協同組合も含め規定がおかれている。

協同組合は、自由に他の法形式の法人との合併、他の法形式の法人への組織変更も可能で、その逆も同様である。

協同組合の場合、他の法形式の法人に組織変更するには、4分の3以上の多数決による総会決議が必要であるが、定足数に関しては定めがない（UmwG 第262条）。ただし、定款で、定足数の定めを置くこと、2回続けての総会での承認が必要であるといった決議の要件を加重する規定を置くことは妨げられない（同条）。

### **（4）協同組合税制と競争法の適用関係**

#### **a 協同組合税制**

法人税の取扱いに限定して説明するが、今日、協同組合に対する優遇税制はなく、事業利用分量配当の課税所得控除を除き、事業を行う事業体として、他の企業と同じ取扱いになっている（Körperschaftsteuergesetz - KStG 第1条1項）。法人税率は、15%である（KStG

第 23 条)。

協同組合に関する特別の規定は、組合員に対する割戻金 (Genossenschaftliche Rückvergütung) に関するものである (KStG 第 22 条)。すなわち、事業利用分量に応じて組合員に分配される割戻金については課税所得から控除される。ただし、所得控除が認められるには一定の要件があり、事業分量の財源は組合員との取引から生じたものにかぎられ (したがって、組合員と非組合員との取引は区分して経理することが求められる)、事業分量の配当が同じルールに従っておこなわれ、かつ、実際に組合員に支払われたものでなければならないこと、が要件となっている。

なお、非組合員と比べて特別な条件で組合員との取引を行った場合には、事業分量配当の所得控除は認められないことになっている。それは、とくに競争事業者にとってみれば、組合員だけ取引条件を有利にし、利用分量配当の所得控除が認められるというのは、隠れた利益配当を通じて他の事業者にとっては競争上不利となると考えられているためである (Münkner (2013) p.425)。

## **b 競争法の適用関係**

日本の独占禁止法に相当する法律は、競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen: GWG) である。

競争制限禁止法は、競争を妨げ、制限または歪める目的または効果をもった事業者間の協定、事業者団体の決定および共同行為を禁止している (GWG 第 1 条)。ただし、商品の生産もしくは分配の改善、または技術的もしくは経済的進歩に貢献し、消費者がその結果の利益に公正に預かることになる場合には、目的を達成するために必要不可欠ではない制限を当該事業者課す場合、または当該事業者に対し当該商品の主要な部分についての競争を排除する可能性を与える場合を除き、この第 1 条の規定は適用されない (同第 2 条) と、EU 機能条約第 101 条と同旨の規定を置いている。

ドイツの競争制限禁止法は、EU 競争法 (EU 機能条約) と同様、農業分野についての競争禁止規定の適用の免除の制度を設けている (GWG 第 28 条)。この農業分野の免除は、法人の形式とは無関係で、農業者の協同組合はもとより、それ以外の生産者団体の行為も、原則として、競争制限禁止法の適用除外となる。

ちなみに、競争制限禁止法第 28 条は、農産物の生産もしくは販売、または農産物の貯蔵、処理・可能のための共同の施設利用に関する農業生産者間の協定、農業生産者の団体およびその連合会の協定もしくは決議については、それらが再販価格を拘束するものでなく、また競争を排除するものでない限り、競争制限禁止法 1 条の規定は適用されない旨の定めである。なお、ここにいう農産物とは、EU 機能条約の附属書 I の掲げる生産物および当該生産物を農業生産者または農業生産者団体により処理・加工された商品をいう (同条 3 項)。したがって、適用除外の範囲は、EU 競争法の範囲に一致することになる。

このように、ドイツ・EU の農業分野の競争法適用除外は、その対象が協同組合に限らない点で日本の独占禁止法よりも広い。

## （５） 模範定款における規定

協同組合の設立にあたっては、簡易裁判所で商業登記を行うが、その際、定款が協同組合法の第 1 条に記された協同組合の目的にかなっているか、監査中央会に加盟していることが明記されているか、組合員や債権者の利益が保全されているか等について審査される（Verordnung über das Genossenschaftsregister 第 15 条）。また、総会で定款変更が決議された場合にも、変更点が登記される（同第 16 条）。

聞き取り調査によれば、DRV が作成した模範定款を基に、地方監査中央会のアドバイスに基づいて、各農協はその事業内容等に適するよう調整して、自身の定款を策定しているようである。なお、DGRV が刊行している書籍『Genossenschaftsgesetz（協同組合法）』には、協同組合銀行、購買・販売組合、農業生産者協同組合の模範定款が掲載されている。

以下では、協同組合銀行、購買・販売組合、青果組合、酪農協、ワイン生産者組合の模範定款から、組合員資格や出荷義務等の扱いについて取りまとめている。なお、バイエルン地方監査中央会への聞き取り調査によれば、兼営組合の定款は、BVR 策定の協同組合銀行の模範定款に、農業用の購買・販売組合の模範定款を付け加えて策定しているとのことであり、協同組合銀行および購買・販売組合の模範定款の両方からその内容は類推できると考えられる。

### a 組合員資格

まず、模範定款における組合員資格等の扱いをみると、酪農協やワイン生産者組合では、組合員資格について生産者に限定しているが、それ以外の農協においては、組合員資格は、①自然人、②人的会社、③私法または公法による法人としているだけで、それ以外の規定は記されていない（図表 10）。ただし、酪農協とワイン生産者組合以外の専門農協においても、組合が生産者組織（Producer Organisation、以下「PO」という）に認定されている場合は、組合員資格を農業者等に限定する、また投資組合員の受入については制限を設けることが義務付けられている。なお、PO とは、共通市場法に関する規則（CMO 規則、REGULATION (EU) No 1308/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 December 2013）に則って EU 加盟国によって認定されている農業者、漁業者の組織である。法的形式は問われないため、協同組合ではない場合も多い。

模範定款において、組合員資格に関する規定が最も少ないのは、兼営組合である。兼営組合は、組合員に占める農業者比率が圧倒的に低く、PO として認定されることはない。このため、兼営組合が営む経済事業については、組合員に全量出荷義務を課すか否か、また組合員資格を特定の職業に限定するか否かなどは、模範定款の本文中には記載がなく、

図表10 模範定款における組合員資格等についての扱い

組織	事業・機能	組合員資格の規定	事業非利用者の扱い	員外取引の許容	出荷の権利	出荷義務
協同組合銀行			組合が除外可能	許容		
購買・販売組合	購買・販売	商圏、職業の限定などは規定可能。	投資組合員として受入	許可／不許可は組合が選択	記述無し	出荷義務を課すかは、組合が決定
	PO	POが対象とする品目の生産者に限定	⇒POの助成要件と照らした個別の監査必要			出荷・品質契約に応じた全量出荷義務あり
青果組合	青果販売・購買	商圏、職業の限定などは規定可能	投資組合員として受入（受入人数の上限設定は可能）	許可／不許可は組合が選択	記述無し	全量出荷義務 理事会・経営管理委員会が定めた出荷・品質・販売・環境保全規則の遵守
	PO:生産コスト減、共販体制整備	POが対象とする品目の生産者に限定	⇒POの助成要件と照らした個別の監査必要			※同部門の他のPOには属せない。
酪農協	①集乳のみ ②集乳から加工・販売まで	酪農経営者	投資組合員として受入	許可／不許可は組合が選択	生乳出荷規則 Milchlieferungsordnungに従い、規定の乳価の支払いを受ける	全量出荷義務（脱退まで）
	PO					
ワイン生産者組合	生産と、規格に則った製品の販売	ワイン用ブドウ生産者	投資組合員として受入（受入人数の上限設定は可能）	×	出荷条件規則 Traubenanlieferungsbedingungenに則って出荷し、支払いを受ける	全量出荷義務（脱退まで）
	PO					

資料 各種の模範定款から農中総研作成

脚注で必要な組合は規定を設けることができるとされているだけである。なお、協同組合銀行の模範定款には、単に「員外取引を許可する」旨が記されているのみである。

ワイン生産者組合については、唯一、模範定款に「員外取引を許可しない」と記載されている。『Handwörterbuch des Genossenschaftswesens（協同組合制度についてのハンドブック）』によると、ドイツ・ワイン法（Weingesetz）において、ワイン生産者組合は生産者であり、非組合員からのワイン用ブドウ果汁を受け入れ、加工し販売する事業体であると見なされていないことが背景となっている。ドイツ・ワイン法のもと、ワイン用ブドウ果汁の生産や加工については、厳格な規制がある。組合員からの出荷物であっても、規定の地域以外や植林栽培を許可されていない土地で生産されたワイン用ブドウ果汁の受入については、組合は拒否できることが模範定款に記されている。

また、酪農協は、ワイン生産者組合と同様に組合員を酪農家に限定しているが、員外取引を行うか否かは、組合の任意となっている。生乳は生産量における季節変動が大きく、加工まで行う酪農協では員外からの生乳調達は不可欠であり、契約出荷者からの生乳をある程度は集乳していると思われる。

ワイン生産者組合や酪農協においても、定款に定めることで投資組合員を受け入れることができる。例えば、ワイン生産者組合においては、2013年の組合員数が44千人であるのに対し、ワイン耕作地を所有する農家数は19千経営体に留まり、生産者数に対して2倍ほどの組合員数となっている。このことから、公式に投資組合員数が報告されているわけではないものの、組合員総数に占める投資組合員比率はある程度高いと考えられる。

一方、購買・販売組合や青果組合の模範定款では、員外取引を許可するケースと許可しないケースが併記されており、組合はいずれかを選択し、規定する。組合員資格については、組合の性質に応じてパターンが示されており、定款で組合員の居住地や職業等について規定できるとされている。また、事業の非利用者については、定款で定める

ところにより、投資組合員として受け入れることが可能である。

なお、いずれの部門においても、組合員は協同組合と競争関係にある企業の経営者、所有者等である場合は、脱退勧告を受ける（第9条）。

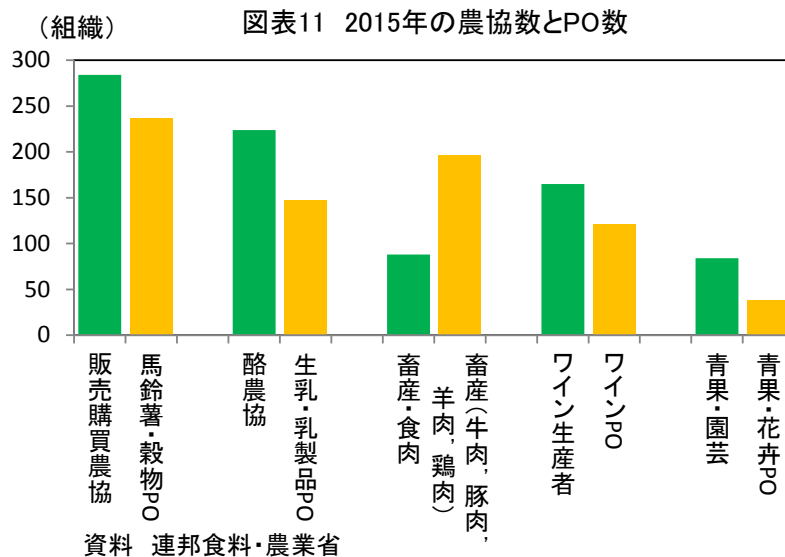
## b 出荷の権利、全量出荷義務

酪農協とワイン生産者組合の模範定款では、出荷は組合員の権利であると記されている。その取扱品目が生乳、ワイン用ブドウ果汁という、販売する際に必ず加工が必要となるという特性を持つ部門であるためと考えられる。いずれにおいても、農協が子会社等を通じて加工まで行っている場合が多く、農協は加工用施設のための設備投資を行っている。農協は、組合員の出荷農産物を全量受け入れる義務を負っており、別に定める生乳出荷や出荷条件に関する規定に沿って農産物代金を支払う義務を負っている。

一方、組合員は全量出荷義務を負っており、出荷を行わなくなった場合は、組合を脱退しなければならない。出荷義務については、組合がその内容を選択するようになっている。

ただし、POの認定を受けている組合の場合は、酪農協やワイン生産者組合でなくても、そのPOが目的とする品目の生産者に組合員は限定されるとともに、組合員には出荷や品質についての契約の遵守や、全量出荷が課されている。とはいえ、Kühl (2012) によると、POの9割は経済団体（Wirtschaftlich Verein）であり、専門農協でかつPOに認定されている組合はPO全体の5~6%に過ぎないとされている。

また、2015年の農協数とPO数を部門別にみると、畜産・食肉等部門以外では、いずれにおいても農協数の方がPO数を上回っている（図表11）。このことから、いずれの部門においても、農協数に占めるPO数の



の比率はそれほど大きくないと想定される。

## c 役員登用にかかる規制

模範定款には、役員要件として、職業等の規定は設けられていないが、年齢制限を設けることができる。たとえば、「満〇才となった人は、経営管理委員会の構成員として選出

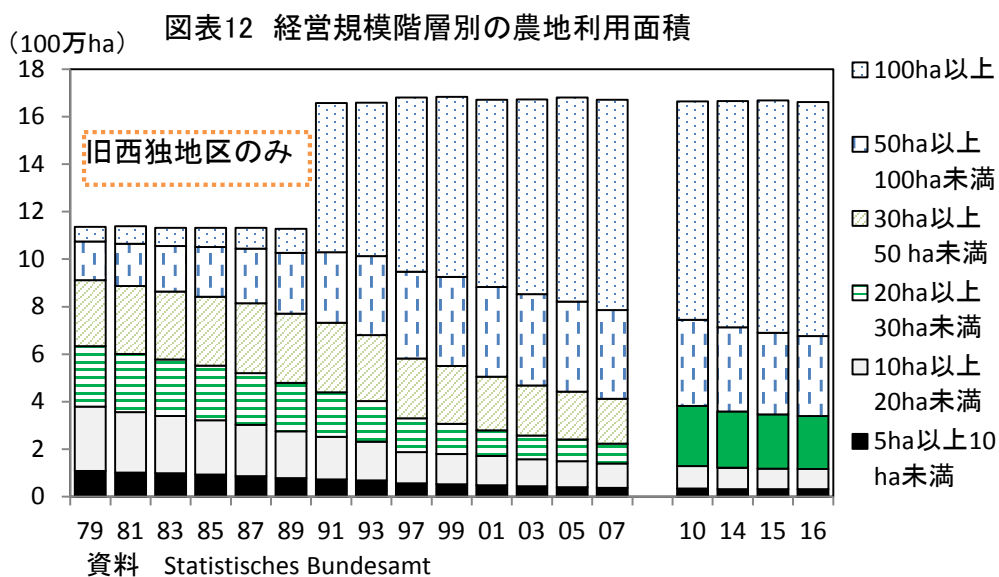
できない」、という条項がある。ただし、年齢の上限は組合が自由に設定できるよう、模範定款には具体的な年齢が規定されていない。

PO の場合は、理事会の過半数は、現役農業者でなければならないという規定がある。さらに、理事会は、経営管理委員会の同意のもとに、生産、品質、共販にかかる契約の締結を担当する。

## （6） 農協数、組合員数の推移

戦後の DRV グループの組織構造は、農業構造の規模拡大から大きな影響を受けている。1950 年代からの高度経済成長の結果、第 1 次産業と第 2 次産業の賃金格差が開き、高い所得を求め、第 1 次産業から第 2 次産業へと、就業人口が移動した。農業とそれ以外の所得水準を均衡にすることを目指した、1955 年農業法（Landwirtschaftsgesetz）の下、ドイツ政府は「緑の計画（Grüner Plan）」により、生産振興のための助成金等の支払いを開始した。このような農政措置のもと、規模拡大による生産性の向上は達成されたが、1970 年代後半以降、「バターの上、ミルクの海」と評されるように供給過剰が恒常的な問題となった。供給過剰を解消するために、1980 年代以降は、環境規制や生乳生産クォータ制度による生産調整策が導入された。その後、1992 年の農政改革により、直接支払い制度が導入され、農業経営の生産性向上と経営所得の保証は切り離され、農政が農業経営の規模拡大を推進する枠組みは撤廃された。

しかし、現在においても農業経営の規模拡大の傾向は止まっていない。1979 年から 2016 年までの経営規模階層別の農地利用面積をみると、ドイツ再統合をまたぐ、1989 年以前と 1991 年以降とで区別すべきであるものの、明らかに 100ha 以上の大規模経営層の利用面積が大きくなっている（図表 12）。このような農業者の規模拡大の背景には、大規模農機の導入など技術革新とともに、農産物価格の低下により、農業者が生産量を増やさざるを



得ない状況があると考えられる。

前述のとおり、規模拡大とともに、農業経営の「専門化 specialization」も進んでいる。欧州委員会の試算によると、ドイツの 28.5 万経営体のうち、有畜複合経営は 14%に過ぎず、3 割が畑作専門経営、4 割が放牧専門経営となっている。

このような農業構造そのものの変化に応じて、組合員を効果的・効率的に支援するため、1950 年以降、農協は規模を拡大し、その組合数は大きく減少した（図表 13）。兼営組合に次いで、組合数の減少率が高いのは酪農協であり、1950 年の 5,726 組合が 2016 年には 216 組合まで減少した。酪農協では集乳缶から集乳車等へ流通インフラにおける技術革新が進んだため、集乳範囲が広がり、同一集乳圏内にあった酪農協同士の合併が進展した。

図表 14 でみるとおり、1 組合あたり平均組合員数は、兼営組合だけが 2014 年以降も若干増加しており、2014 年の 7,432 から 2016 年には 8,569 となっている。この大半は金融事業のみの利用者と考えられる。他の農協の 1 組合当たりの平均組合員数は、畜産・食肉組合 1,500 人弱、農業生産者協同組合が 32 人である以外は、200～300 人程度である。

図表 13 戦後のドイツにおける農協数の推移

	1950	60	70	80	90	2000	14	15	16年
兼営組合	11,216	8,896	4,920	2,572	1,474	434	125	112	109
販売購買	2,710	2,270	1,740	1,056	645	515	293	284	282
酪農協	5,726	5,267	3,705	1,493	846	404	225	224	216
畜産・食肉	329	272	263	251	205	122	92	88	85
ワイン生産者	508	541	500	342	310	260	169	165	165
青果・園芸	205	195	201	154	114	130	88	84	85
農業生産者協同組合			-			809	765	750	730

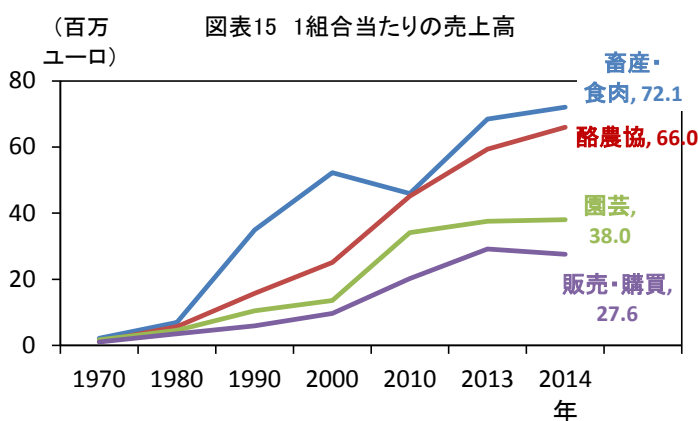
資料 DRV Raiffeisen Statistischer Bericht 2017

図表 14 1組合あたり平均組合員数

	1950	60	70	80	90	2000	14	15	16年
兼営組合	140	155	405	1,137	2,227	4,553	7,432	8,545	8,569
販売購買	138	150	166	212	274	295	338	320	301
酪農協	145	170	195	303	351	408	360	344	319
畜産・食肉	298	342	433	594	746	910	1,467	1,409	1,471
ワイン生産者	71	102	124	199	219	235	260	261	248
青果・園芸	185	554	567	513	605	338	273	286	247
農業生産者協同組合			-			51	35	32	32

資料 DRV Raiffeisen Statistischer Bericht 2017

最後に、1970 年以降の 1 組合あたり売上高を、畜産・食肉組合、酪農協、園芸組合、販売・購買組合にわけてみる（図表 15）。1970 年代においては、これら 4 部門における平均売上高は同等に小さいが、2014 年まではいずれも売上高が拡大している。現在までの 1 組合当たりの平均売上高の増加幅が



資料 DGRV 'Die deutschen Genossenschaft' 各年次  
 (注) 90年まではドイツマルクをユーロ換算して時系列接続した。

最も大きいのは、畜産・食肉組合であり、2014年時点で72.1百万ユーロとなっている。ついで同増加幅が大きいのは、酪農協であり、2014年時点で66.0百万ユーロである。

#### **(7) 農協に関する地方組織、全国組織**

DRVは、役員4名、職員数35名の小規模組織であるが、単協、地方監査中央会、連合会等から選出された委員が形成する諮問委員会が、重層的に組織されている。1948年に旧西ドイツのヴィスバーデン市で設立された後、1990年まではボン市に本拠地があったが、東西ドイツ再統合後は、首都ベルリン市に所在している。さらに、EU農政へのロビー活動の拠点として、連絡事務所をブリュッセル市に置く。

DRVの役割は、ドイツの農業食料経済部門におけるDRVグループの利益代表である。利益代表とは、具体的には、EUおよびドイツ連邦における農協の制度環境に関する提案等であり、経済、政治経済、法律および税制について会員からの要望を募り、グループを代表し、意見を表明する。農協グループには、株式会社であるBayWa等、協同組合という法的形式にはないが協同組合をルーツとする企業も含んでいる。

ドイツでも、協会組織については、全国組織、地方監査中央会、単協の三段階制を採用しているが、DRVの定款5条にあるように、単協の監督は原則として地方監査中央会の担当となっている。DRVは、法律、税制、経営経済に関する助言や照会への対応を、DGRVや地方監査中央会の補完として行っている。

また、地方監査中央会や連合会等と協議のうえで、DRVグループにおける会員組織や業務施設について、業務量と組織規模に関する、地域を超えた調整を行う。これは、部門ごとにDRVグループ会員間で目的を共有し、組合員に対する農産物やサービスを最大限提供できるようにするためである。

このほか、DRVや地方監査中央会は、協同組合組織の振興のために、制度保全を目的とした基金の管理を行う。また、教育事業も行っており、農協関係者のための研修施設の管理や、農協の役職員向けの研修を行っているほか、国内外の他組織と交流事業も担当している。

## **4 ドイツ協同組合銀行**

### **(1) ドイツ国内の金融機関の概況**

ドイツの金融制度の特徴の1つは、預金や貸付等の銀行業務とともに、銀行本体で証券業務を行うことができる、ユニバーサルバンク制度をとっていることである(相沢(1993))。信用制度法第1条第1項によれば、銀行業務とは以下のものをいう。①預金業務、②担保付債権業務、③貸出業務、④手形・小切手の割引業務、⑤第3者のために信用機関自身の名義で金融商品の売買を行うこと、⑥カスタディ業務、⑦満期前ローン獲得業務、⑧信用保証業務、⑨小切手・手形の取立業務、トラベラーズチェック発行業務、⑩証券引受業務、



①有価証券取引における中央清算業務。

ドイツには、銀行本体で銀行業務と証券業務も営むユニバーサルバンクと、専門分野に特化した専門銀行が存在し、ユニバーサルバンクには、商業銀行グループ、貯蓄銀行グループ、協同組合銀行グループの3つのグループがあり、専門銀行には抵当銀行、建築貯蓄金庫、投資会社等が含まれる。

種類別の銀行数と総資産残高は図表16のとおりである。

大銀行（ドイツ銀行、コメルツ銀行、ウニクレディット銀行、ポストバンク）と、地方銀行、外国銀行支店等は、商業銀行グループに含まれる。

また、市、町、郡単位の貯蓄銀行と、州単位で貯蓄銀行の決済業務を行うとともにユニバーサルバンクとしての側面も持つ州立銀行、さらに全国段階にドイツ自治体銀行（DekaBank、図表16では特殊金融機関に含まれる）が貯蓄銀行グループを形成している。貯蓄銀行は市町村が出資し、州立銀行は州政府および地域の貯蓄銀行振替連合等が出資して設立され、各行は、保証義務（デフォルトに陥った場合に、株主が当行の債務を無制限に引き受ける義務）と、維持義務（支払い不能に陥った場合に、株主が無制限に支払い能力や機能を保証する）という2種類の公的保証を得ていた。しかし、2001年のEU委員会勧告を受け、2005年7月以降、公的保証は廃止となり、維持義務は出資額に基づく有限責任となった（齋田（2008））。

図表16 ドイツの銀行の機関数と総資産残高(2016年末)

	機関数	総資産残高(百万ユーロ)	シェア(%)	1行当り総資産残高(百万ユーロ)
銀行	1,711	7,836,273	100.0	4,580
商業銀行	263	3,170,173	40.5	12,054
大銀行	4	1,819,745	23.2	454,936
地方銀行、その他の商業銀行	156	962,798	12.3	6,172
外国銀行支店	103	387,630	4.9	3,763
州立銀行	9	879,083	11.2	97,676
貯蓄銀行	408	1,172,904	15.0	2,875
協同組合銀行	976	850,298	10.9	871
抵当銀行	15	277,514	3.5	18,501
建築貯蓄金庫	20	218,809	2.8	10,940
特殊金融機関(DZBANK含む)	20	1,267,492	16.2	63,375

資料 Deutch Bundesbank "Banking statistics January 2018 Statistical Supplement 1 to the Monthly Report"

ローカルバンクである協同組合銀行と全国銀行である DZ BANK、および専門金融サービス会社群が協同組合銀行グループを構成している。詳細は後述する。

これら3つのグループのうち、貯蓄銀行グループと協同組合銀行グループは、グループ内の金融機関を保護する制度を有している。協同組合銀行グループには金融機関保護制度(Sicherungseinrichtung)がある。

なお、2014年4月に、世界的な金融危機を経てEU加盟各国の預金保険制度の一層の調和を図ることを目的として、EUの預金保険指令が改正された。2014年の改正前の預金保険指令では、法定の預金保証スキームと同等以上の預金者への保護を提供し、金融機関そのものを保護する制度に加盟している金融機関は、法定の預金保証スキームへの加盟を免除されうるとされていたが、この改正によって、預金を受け入れる金融機関は、①法定の預金保証スキーム、②公式に預金保証スキームと認定される契約上の預金保証スキーム、③公式に預金保証スキームと認定される金融機関を保護する制度のいずれかに加盟することが義務付けられた。このため、協同組合銀行グループでは、上記の金融機関保護制度が公式に預金保証スキームと認定される条件を満たすために、1預金者当たり10万ユーロを限度に払い戻す機能を持つ100%子会社を設立した（鬼頭、澤井（2015））。

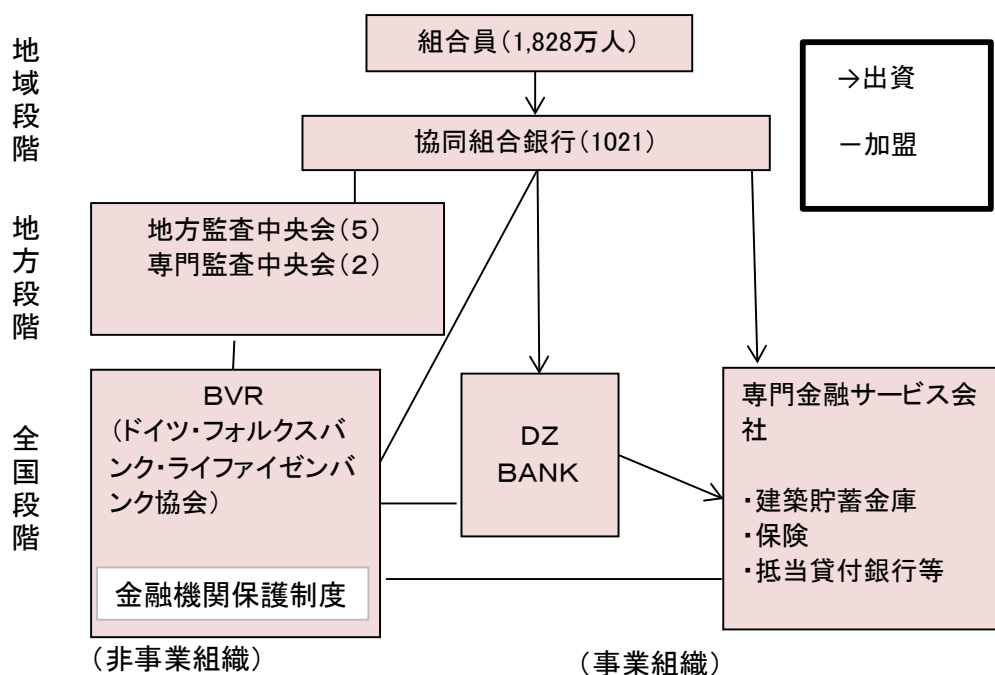
## （2）協同組合銀行グループの現況

### a 協同組合銀行グループの構成

協同組合銀行グループには、地域段階にローカルバンクである協同組合銀行がある。協同組合銀行は、フォルクスバンクとライフアイゼンバンクを起源とする銀行が大半を占めるが、それ以外にも鉄道職員のために設立されたSparda-Bank、郵便局職員のために設立されたPSD Bank、薬剤師により設立されたapoBank等がある。2015年の協同組合銀行数は1,021で、うちSparda-Bankが12、PSD Bankが15、フォルクスバンク、ライフアイゼンバンクおよびそれ以外の協同組合銀行が合わせて994となっている。

グループには、地方段階および全国段階に、事業組織と非事業組織がある（図表17）。

図表17 協同組合銀行グループの構造（2015年12月末）



資料 DZ BANK"Die deutschen Genossenschaften 2016"

事業組織としては全国銀行である DZ BANK と専門的な金融関連のサービスを提供する様々な専門金融サービス会社がある。DZ BANK の役割は 3 つあり、第 1 は協同組合銀行の中央機関である。専門金融サービス会社とともに協同組合銀行に金融商品とサービスを提供し、また、協同組合銀行の資金需要が高水準もしくは流動性が過剰な局面で国内外の金融・資本市場での調達・運用を通じて支援するとともに、協同組合銀行の決済銀行の役割を持つ。第 2 に、DZ BANK は、中小企業を顧客とするコーポレート銀行である。第 3 に、専門金融サービス会社の持株会社である。

非事業組織としては、地方段階に、5 つの地方監査中央会と協同組合銀行に関する 2 つの専門監査中央会があり、協同組合の監査と経営コンサルティング等を行っている。全国段階に BVR（ドイツ・フォルクスバンク・ライフアイゼンバンク協会）があり、協同組合銀行グループの利益を代表し、グループの戦略の構築、会員の経営問題等への関与、役職員教育を行っている。BVR は、経営に問題を抱える会員銀行等（協同組合銀行、DZ BANK、専門金融サービス会社のうち建築貯蓄金庫と抵当貸付金庫等が対象）の経営再建を支援する金融機関保護制度を運営している。

## **b 市場シェア**

欧州協同組合銀行協会（EACB）のウェブサイト<sup>18</sup>に掲載されたデータによれば、2016 年末のドイツ協同組合銀行の国内預金市場におけるシェアは 21.4%、貸出金シェアは 21.1%、モーゲージ 28.5%、中小企業貸出 33.4%である。また、ドイツ銀行（2015）によれば、2015 年 6 月時点では、協同組合銀行の農業向け貸出のシェアは 50%、食品産業向けの貸出シェアは 23%であった。

## **c 資金運用**

2016 年末の協同組合銀行の貸借対照表をみると、調達面では、顧客からの預金中心と思われる非銀行に対する債務が最も多く、バランスシート総額の 74.8%を占めており、銀行に対する債務は 12.3%を占める。一方、運用面では非銀行に対する貸出金が最も多く 62.0%を占め、債券・その他固定金利証券が 18.7%、株式・その他変動利回り証券が 6.2%を占めている（図表 18）。

預貸率に該当する、非銀行に対する貸出金が非銀行に対する債務に占める割合は 82.9%で、日本の農協の貯貸率に比べ大変高い水準である。また、債券および株式等の有価証券運用も資産の 24.9%を占める。この結果、協同組合銀行の資金運用における DZ BANK への依存度は低い。銀行に対する貸出金の資産計に占める割合は 7.0%であり、DZ BANK への預金はさらに低い水準となっている。

---

<sup>18</sup> EACB ウェブサイト <http://www.eacb.coop/en/cooperative-banks/key-figures.html>

DZ BANK への聞き取り調査によれば、「ローカルバンクは顧客からの預金の一定割合を協同組合中央銀行に預けるという協定があるが、預金に対するその割合は低く、またその割合の管理もしていない」ということであった。協同組合銀行は協同組合銀行グループ以外の銀行とも自由な取引が可能である。また、DZ BANK が協同組合銀行に提示する金利は市場金利と同水準であり、協同組合銀行は、預け先、借入先の選択にあたっては商業銀行や州立銀行等との金利と比較、検討し、選択する。

図表18 協同組合銀行の貸借対照表(2016年末)

(単位 百万ユーロ、%)

資産			負債・資本		
勘定科目	金額	構成比	勘定科目	金額	構成比
現金	6,863	0.8	銀行に対する債務	104,394	12.3
中央銀行預け金(収支戻)	9,843	1.2	非銀行に対する債務(b)	636,175	74.8
短期国債、短期割引国債	0	0.0	証券化債務	7,593	0.9
手形	44	0.0	受託負債	1,566	0.2
銀行に対する貸出金	59,923	7.0	評価差額	503	0.1
非銀行に対する貸出金(a)	527,237	62.0	引当金	7,518	0.9
債券、その他固定金利証券	159,076	18.7	劣後債	1,415	0.2
株式その他変動利回り証券	53,026	6.2	資本	69,004	8.1
参加持分、子会社株式	15,997	1.9	その他債務	22,130	2.6
受託資産	1,566	0.2			
有形資産	16,723	2.0			
資産計	850,298	100.0	負債・資本計	850,298	100.0
預貸率(a/b)	82.9				

資料 Deutch Bundesbank "Banking statistics January 2018 Statistical Supplement 1 to the Monthly Report"

(注)報告銀行数 976行。

#### d フィンテックへの取組み

DZ BANK は、顧客向けのデジタルソリューションや商品を開発するため、イノベーションラボを運営するなどして、フィンテックの分野に取り組んでいる。

具体的には、協同組合銀行共通のサービスとして VR Banking アプリを提供している。このアプリには、支店や ATM の検索、クレジットカードでの取引状況の把握、家計の支出管理、銀行取引、株式取引といった機能がある。加えて Scan 2 Bank という機能があり、請求書をスマートフォンのカメラで撮影すると、データが自動的に銀行振込機能に転送され、決済できるようになっている。

### (3) 協同組合銀行の歴史的な展開

世界で最初の協同組織金融機関は、19 世紀半ばのドイツで、シュルツェとライフアイゼンによって別々に、しかしほぼ同時期に設立された。19 世紀初頭に産業革命が始まった当時のドイツでは、零細な手工業者や商人、農民は経済的に厳しい状態にあったが、株式会社の銀行は大企業を取引対象とし、公的金融機関である貯蓄金庫の運用は住宅建設のための不動産抵当信用と自治体信用中心で、彼らがこれらの金融機関から借入をすることは難

しく、高利貸しに依存せざるを得ない状況であった。

1850年にシュルツェは、手工業者や小売業者のため前貸組合を設立、これが現在のフォルクスバンクの前身である。先にも述べたとおり、1862年にライフアイゼンは農村住民のために貸付組合を設立、これがライフアイゼンバンクの前身となった。

このうち、ライフアイゼンの貸付組合について紹介すると、当初、貸付組合の事業は、組合員の無限連帯責任による外部からの借入金を組合員に貸し付けるものであった。組合員が預けた資金を融通するわけではないが、連帯責任によって借入を行うことで信用リスクを組合員が負担し合うことが行われており、相互扶助が行われていたといえるであろう。また組合員総会が理事、会計士を選出、決算を承認するなど組合員による自主管理が行われていた。組合は村落や教区の単位で設立されたが、これは組合員同士が共通のつながりを持って連帯できる範囲であり、また金融機関側では返済の可能性が把握可能で、融資後の監視が容易な範囲でもあった。前述のとおり、貸付組合は1869年になると商品購買を兼営した。

その後、シュルツェ系統とライフアイゼン系統の協同組合銀行（前者はフォルクスバンク、後者はライフアイゼンバンク）は各地で設立され、また地方および全国組織が設立された。1864年にシュルツェ系統、1876年にはライフアイゼン系統が、それぞれ資金決済を目的とした、統一中央機関を設立した。1889年には協同組合法が制定され、協同組合の組織形態のためのすべての規定が定められた。1895年には、後のDG BANK (Deutsche Genossenschaftsbank)、現在のDZ BANK (Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank)の前身であるプロイセン協同組合中央金庫が設立された。

1960年代後半以降、金融自由化の動きに対応して、両系統とも合併を進めることで業務能力の向上を図った。1960年に協同組合銀行は11,651、協同組合中央銀行（DG BANK1行を含む）は19であったが、1970年にはそれぞれ7,092、14となり、協同組合銀行でも協同組合中央銀行でも合併が進展していたことがわかる。

また、1970年のライフアイゼンバンクとフォルクスバンクの状況を図表19によってみると、1行当たりの組合員数は、ライフアイゼンバンクが526人、フォルクスバンクは4,005人とライフアイゼンバンクの方が零細である。また、ライフアイゼンバンクが農村住民のために設立され、一方、フォルクスバンクは都市の手工業者や

図表19 フォルクスバンクとライフアイゼンバンクの銀行数と組合員数および組合員の職能別構成比(1970年末現在)

	フォルクス バンク	ライフアイゼン バンク	
協同組合銀行数	730	6,362	
1行当たり組合員数(人)	4,005	526	
組合員数(千人)	2,924	3,345	
職 能 別 構 成 比 ( %)	農業者	5.4	23.0
	商業者	12.6	8.5
	手工業者・自由業者	16.0	6.2
	勤労者	52.5	47.0
	年金生活者 その他	13.4	15.3

資料 小楠(1994)

小規模事業者のために設立されたという経緯から、前者では農業者の割合が多く、後者は商業者や手工業者等の割合が多いという特徴がある。しかし、1970年時点ではそれらの割合はすでに3割を切っており、一方で勤労者や年金生活者等は両者ともに顧客として6~7割を占めるようになっている。このため、勤労者や年金生活者等の分野で両系統が競合していることが問題となっていた。こうした状況の下で、一層の合併を推進するため、両系統の統合契約が1971年に締結、72年に発効し、条件が整ったところから、順次統合を実現させていくこととなった（小楠（1994））。

協同組合銀行グループにおいては、両系統の合併とともに、もう一つの組織整備が行われている。それが、3段階制から2段階制への移行である。前述のとおり、1960年において、ライフアイゼン系統とシュルツェ系統合わせて地方段階の協同組合中央銀行は18であったが、1972年の統合契約以降、両系統の合併によりその数は減少していた。1985年に、バイエルン州を区域とする旧ライフアイゼン系統の協同組合中央銀行BRZが、大口貸出先の倒産に伴う経営悪化により、全国組織であるDG BANKに事業譲渡をし、この地域では事実上の2段階制となった。この時点で協同組合中央銀行は7行であり、その後、地域段階の協同組合中央銀行とDG BANKの合併が次々に行われた。2001年にはGZ BANKとDG BANKが合併して、名称はDZ BANKとなった。さらに2016年に、WGZ BANKがDZ BANKと合併し、これで協同組合中央銀行はDZ BANK一行となった。

この間、1998年にDG BANKは民営化し、株式会社となった。DG BANKの起源は、1895年に設立されたプロイセン協同組合中央金庫であり、設立当初の基本資本は、プロイセン公国が特別財産として付与したものであった。その後何回か名称変更を経たのち、1975年のDG BANK法によって、DG BANKとなり、公法上の法人となった。1998年にDG BANKが株式会社となる直前において、資本金に占める連邦および州政府による出資の比率は7%まで低下しており、93%のほとんどを協同組合持株会社（DG BANKとの合併後、協同組合中央銀行が持株会社となったもの）、協同組合中央銀行、協同組合銀行および他の協同組合が保有していた。1998年には、連邦および州政府の出資金は協同組合持株会社に売却され、また法形式は、公法上の法人から私法上の法人に変化した。私法上の法人として、協同組合ではなく株式会社が選択された。また、株式は譲渡制限付の記名株式で、その移動には資本金の4分の3の多数による総会での事前承認が必要であり、増資についても資本金の85%の特別多数を必要とするため、協同組合銀行グループを中心とした協同組合が望まない限り、協同組合のグループ内での所有が維持される仕組みであり、2016年9月16日現在の株式の保有状況は、協同組合銀行が94.0%、他の協同組合が4.9%、その他1.1%となっている。

#### （4）法律・定款における規定

ドイツでは、前述のとおり協同組合法が、協同組合に関する法律であり、協同組合銀行

を含め協同組合の性格と組織を規定している。協同組合銀行の事業については他の金融機関同様、信用制度法に規定されている。

協同組合法は定款による絶対的記載事項と相対的記載事項を定めている（図表 20）。組合員資格、複数口数出資、複数議決権、員外取引、投資組合員など組合員制度にかかる事項も含め、定款で協同組合運営にかかる多くを規定できる。歴史的には 1973 年の協同組合法の大改正が「定款自治の拡大」をキーワードとして、複数議決権の導入や員外利用など組合運営上の選択肢を増やし、その選択を定款、すなわち、組合員の総意に委ねた。

また、金融專業の協同組合銀行の模範定款の項目および事業内容は図表 21 のとおりである。

図表20 協同組合法による定款の絶対的記載事項と相対的記載事項の規定

絶対的記載事項	相対的記載事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協同組合の名称および所在地</li> <li>・事業目的</li> <li>・組合員の責任(有限か否か)</li> <li>・総会の招集、決議の記録方法、議長</li> <li>・公告の方法</li> <li>・組合員の最低出資額および出資額の限度 ならびに払込み方法</li> <li>・準備金の積立方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数口数出資の許容と出資義務</li> <li>・複数議決権</li> <li>・出資金の現物による払込</li> <li>・協同組合の存立期限</li> <li>・組合員資格における地域の限定</li> <li>・事業年度</li> <li>・決議要件の加重</li> <li>・員外取引</li> <li>・投資組合員</li> <li>・最低出資金</li> <li>・最低出資金を下回る場合の払込済出資金 の払戻留保など</li> </ul>

図表21 協同組合銀行の模範定款の項目と事業内容

<模範定款の項目>

<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章 名称、所在地、目的および事業内容</li> <li>第2章 組合員制度</li> <li>第3章 協同組合の機関</li> <li>第4章 自己資本および責任金額</li> <li>第5章 会計制度</li> <li>第6章 清算</li> <li>第7章 公告</li> </ul>
---

<模範定款による事業内容>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的は組合員の経済的な振興および支援</li> <li>(2) 事業内容は、銀行業務およびその補完業務の実行であり、特に             <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 貯蓄預金の受け入れによる貯蓄思想の涵養</li> <li>b) その他預金の受け入れ</li> <li>c) すべての種類の信用の供与</li> <li>d) 債務保証、損害担保およびその他の保全担保</li> <li>e) 支払取引の実施</li> <li>f) 為替および通貨の売買を含む外国業務の実施</li> <li>g) 投資相談、資産仲介、資産管理</li> <li>h) 有価証券、その他の資産の取得、販売、保護預り、管理</li> <li>i) 建築貯蓄契約、保険、旅行の仲介または販売</li> </ul> </li> <li>(3) 協同組合は支店を設立し、企業に出資してもよい</li> <li>(4) 事業取引は、非組合員にも拡大できる</li> </ul>
---

(注) 1. BVR作成。

2. 総会制をとり、経済事業を行っていないフォルクスバンクおよびライファイゼンバンクの模範定款。

## a 組合員資格

協同組合法は、協同組合全体の法律であるため、組合員資格を限定していない。組合員資格については、特定の区域内に住所を有することを条件とする場合には、定款に記載しなければならないとしている。また、定款では、組合員資格について地域を限定すること以外についても規定することができる。

協同組合銀行(経済事業を行っていないフォルクスバンクおよびライフアイゼンバンク)の模範定款をみると、組合員資格について、①自然人、②人的会社、③私法または公法による法人としており、一般的には組合員資格を限定していないとみられる。

協同組合銀行で、組合員資格を限定している例を紹介すると、apoBANK (Deutsche Apotheker- und Ärztebank) の定款は、組合員を、個人については、自然人のうち薬剤師、医師、歯科医、獣医とし、また法人については、医療従事者がいる組織としており、ニッチで成長性の高い分野として戦略的に組合員を医療関係者に限定しているとみられる。

## b 員外利用

前述のとおり、員外利用を認める場合には定款で規定することが、協同組合法で義務付けられている。多くの協同組合銀行で、大口の融資以外については員外取引が行われているのが一般的とみられる。しかし、Sparda-Bank では、クレジットカード決済など一部の業務を除き銀行業務の利用を組合員に限定している。同行では、組合員に限定して高金利の預金等の有利なサービスを提供していることが、組合員数の増加につながっている。

## c 役員の登用

協同組合法により、協同組合銀行の経営機構は、総会と経営管理委員会、理事会からなり、理事会は業務執行と執行の意思決定を行い、また対外的に銀行を代表する。経営管理委員会は協同組合銀行の執行全般にわたる監督と会計監査を行う。経営上の重要事項は、経営管理委員会と理事会が共同で決定する。両方ともその構成員は組合員でなくてはならない。

信用制度法は、協同組合銀行を含めて金融機関の業務指揮者 (Geschäftsleiter) という名称で、銀行の実質的な執行者 (業務執行と対外代表を担当) に求められる資質要件を示し、その審査を行うとしている。業務指揮者は最低 2 名必要である。具体的には、金融監督当局が業務指揮者 (協同組合銀行の場合は理事とみられる) を審査・認定する。信用制度法によれば、当局の審査の内容は、信頼に値し、かつ所要の専門知識を有することを基本とし、専門的適性は、該当する事業における理論的かつ実務的知識並びに指揮の経験を有することと定められている。この審査・認定により、業務指揮者が一人でも一定水準以上でない場合には金融機関には営業の認可が与えられない。



小規模な協同組合銀行では、他の金融機関の経営者など外部からの理事の採用が多く、組織の中での人材育成だけでは不足する部分を補っている。外部から採用した理事も組合員でなくてはならない。

### (5) 協同組合銀行数、組合員数の推移

1960年以降の推移をみると、協同組合銀行の組合員数、資金量がともに拡大を続ける一方、協同組合銀行数と協同組合中央銀行数（全国銀行 DZ BANK を含む）は減少している（図表 22）。

銀行数が減少を続けている背景には、前述のとおり、金融自由化と他業態との競合への対応として長期的に合併を進めてきたことがある。1972年以降はシュルツェ系統とライフアイゼン系統の統合が、ローカルバンク段階および協同組合中央銀行段階で加速化した。さらに、1985年以降は地域協同組合中央銀行と DG BANK（2001年以降は DZ BANK）との合併によって協同組合中央銀行数も減少した。

一方、専門金融サービス会社の数は 1990年以降ほぼ横ばいであり、組合員数、資金量は 1960年以降、増加傾向を続けている。

図表22 協同組合銀行グループの銀行数、組合員数、資金量□

(行、千人、百万DM、百万ユーロ)

		1960年	1970	1980	1990	2000	2010	2015
協同組合銀行	銀行数	11,651	7,092	4,246	3,037	1,794	1,138	1,021
	組合員数	3,855	6,216	9,105	11,421	15,039	16,689	18,283
	資金量	22,109	78,714	284,674	555,729	534,861	706,572	817,745
協同組合中央銀行	銀行数	19	14	10	4	4	2	2
	資金量	6,932	29,397	103,713	205,598	262,712	273,982	245,505
専門金融サービス会社	企業数	6	8	11	14	15	16	15

資料 DG BANK "Die Genossenschaften in der Bundesrepublik Deutschland 1991 Statistik"

DZ BANK "Die deutschen Genossenschaften 2016" □

(注) 1. 資金量の単位は、1990年まではDM、2000年以降はユーロ。1ユーロ=1.95583DM。□

2. 協同組合中央銀行には全国銀行(DG BANKおよびDZ BANK)を含む。

## 5 経済事業を兼営する協同組合銀行

### (1) 経済事業を兼営する協同組合銀行数の推移

まず、2015年のデータによって、経済事業を兼営する協同組合銀行（以下、兼営組合）を、経済事業を兼営していない協同組合銀行（以下、金融専門の協同組合銀行）および信用事業を兼営していない農協（以下、専門農協）と比較し、その特徴を把握する（図表 23）。

金融専門の協同組合銀行に比べると兼営組合は小規模で、兼営組合の1組合当たりの組合員数は8.5千人と、金融専門の協同組合銀行の19.1千人の2分の1以下である。また、組合数、組合員数全体も少ない。兼営組合の組合数は112と金融専門の協同組合銀行の12.3%、組合員数は95万7千人と金融専門の協同組合銀行の5.5%である。

一方、兼営組合を専門農協と比較すると、1組合当たりの組合員数は多いものの、1組

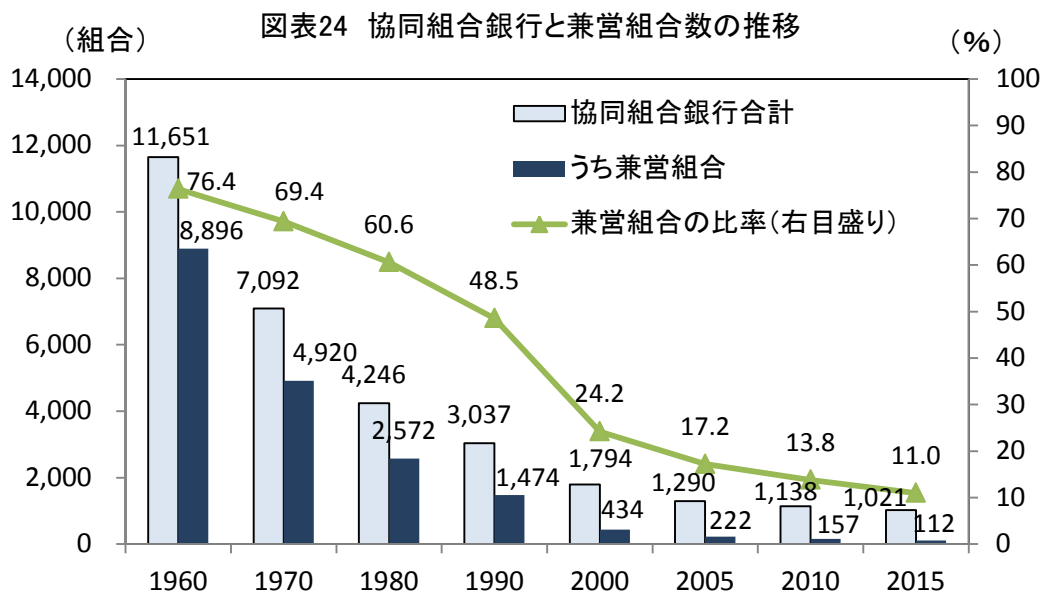
合当たりの経済事業売上高は約 2 分の 1 であり、経済事業売上高全体も小さい。すなわち、1 組合当たりの組合員数は専門農協の 25 倍の規模であるが、1 組合当たりの経済事業の売上高は 14.7 百万ユーロで、専門農協の 22.7 百万ユーロの 64.4%である。トータルの経済事業の売上高は 16 億 41 百万ユーロで、専門農協の 314 億 35 百万ユーロの 5.2%に過ぎない。

図表23 金融専門の協同組合銀行、兼営組合、専門農協の比較(2015年)

	金融専門の 協同組合 銀行	兼営組合	専門農協	兼営組合/ 金融専門の 協同組合銀行	兼営組合/ 専門農協
	a	b	c	b/a	b/c
	実数			(%)	
組合数	909	112	1,382	12.3	8.1
組合員数(千人)	17,326	957	476	5.5	201.1
一組合当り組合員数(千人)	19.1	8.5	0.3	44.8	2,480.8
経済事業売上高 (百万ユーロ)	-	1,641	31,435	-	5.2
一組合当り経済事業売上高 (百万ユーロ)	-	14.7	22.7	-	64.4

資料 DZ BANK “Die deutschen Genossenschaften 2016”

次に、協同組合銀行全体と兼営組合について、1960 年以降の組合数の推移をみると (図表 24)、1960 年時点では、協同組合銀行は 11,651 うち兼営組合は 8,896 で協同組合銀行に占める兼営組合の割合は 76.4%であった (図表 24)。その後、協同組合銀行数も兼営組合数も大きく減少しているが、兼営組合の減少率の方が大きいため、協同組合銀行に占める兼営組合の比率は低下し、2015年には 11.0%となっている。



資料 DGRV、BVR、DRVウェブサイト

最後に、兼営組合と専門農協について、1960年以降の推移を比較する（図表25）。組合数は兼営組合、専門農協とも減少しているが、全期間にわたって兼営組合の減少率の方が大きい。1組合当りの組合員数は兼営組合では増加を続けているが、専門農協は2000年以降小幅な減少に転じた。経済事業売上高については、兼営組合は1980年から2010年にかけて減少、専門農協は1960年以降全期間で増加となっている。

注目されるのは、兼営組合の経済事業売上高が、2010年から2015年にかけて増加に転じたことである。また、1組合当りの経済事業売上高は専門農協も兼営組合も増加傾向にあり、2000年以降は兼営組合が年率10%程度の増加率であり、専門農協の増加率を上回っている。

後述の兼営組合の事例のうち、VR PLUS Altmark-Wendland eGは、他の協同組合銀行との合併により経済事業の規模を拡大していったようであり、また Raiffeisenbank Donaumooser Landは農業関連の事業だけでなく、地域において需要のある建設資材の取り扱いを拡大して、経済事業全体の規模を拡大している。兼営組合の数は少なくなったものの、残っている兼営組合では、事業規模の拡大を積極的に進めているとみられる。

図表25 兼営組合と専門農協の組合数、組合員数、経済事業売上高の推移

		実数		年平均増加率				
		1960年	2015	60-2015	60-80	80-2000	00-10	10-15
組合数	兼営組合	8,896	112	△ 7.6	△ 6.0	△ 8.5	△ 9.7	△ 6.5
	専門農協	11,952	1,382	△ 3.8	△ 4.1	△ 3.4	△ 4.6	△ 3.0
組合員数(千人)	兼営組合	1,381	957	△ 0.7	3.8	△ 2.0	△ 5.8	△ 2.4
	専門農協	2,016	476	△ 2.6	△ 1.3	△ 2.6	△ 4.8	△ 3.3
一組合当り組合員数(人)	兼営組合	155	8,545	7.6	10.5	7.1	4.3	4.5
	専門農協	169	344	1.3	2.9	0.9	△ 0.2	△ 0.3
経済事業売上高 (百万DM、百万ユーロ)	兼営組合	1,846	1,641	1.0	7.2	△ 4.5	△ 0.9	3.6
	専門農協	8,645	31,435	3.6	6.6	2.3	1.3	2.2
一組合当り経済事業売上 高(百万DM、百万ユーロ)	兼営組合	0.2	14.7	9.4	14.0	4.4	9.7	10.8
	専門農協	0.7	22.7	7.8	11.1	5.9	6.1	5.4
一組合員当り経済事業売上 高(千DM、千ユーロ)	兼営組合	1.3	1.7	1.7	3.2	△ 2.5	5.2	6.1
	専門農協	4.3	66.0	6.4	8.0	5.0	6.4	5.7

資料 DG BANK "Die Genossenschaften in der Bundesrepublik Deutschland 1991 Statistik" □

DZ BANK "Die deutschen Genossenschaften 2016"

(注)1.経済事業売上高の通貨単位は80年まではDM、2000年以降ユーロ。1ユーロ=1.95583DM。□

2.年平均増加率は通貨単位をそろえて算出した。

## (2) 事業分離の要因

以上みたように、ドイツにおいて協同組合銀行、専門農協、そして兼営組合の数は減少を続けているが、そうしたなかで兼営組合の割合は低下してきた。

この背景には、ドイツ経済における農業の構造的なウェイト低下のなかで、金融事業に比べ経済事業の事業量が伸び悩み、経済事業が収支面にも厳しい状況となったことが考えられる。兼営組合は、金融事業に比べ経済事業の規模が小さいこと、専門農協に比べ経済事業の規模が小さいために、経済事業にかかる専門性の強化や規模の経済性の追求が難しいなどの問題もあったと考えられる。

そのため、兼営組合では、兼営組合であるライフアイゼンバンク同士の合併や経済事業を兼営していないフォルクスバンクとの合併なども契機となって、取扱規模の大きい専門農協や連合会、あるいは新たに有限会社を設立して、そこに経済事業部門の貸貸や売却等を行うことで、金融事業に特化することを選択する動きが広がったとみられる。

### （３）事業分離の方法

日本において、これまで政府等から提起されているのは、総合農協から信用事業を信農連や農林中金に事業譲渡し、譲渡後の農協は信用事業の代理店として他の事業も含めて総合的なサービスを提供するものだが、ドイツの場合には、兼営組合の経済事業を切り離して、有限会社等に経営貸貸あるいは会社分割を行い、兼営組合は金融専門の協同組合銀行として存続する。

兼営組合の多いバイエルン地方監査中央会への聞き取り調査によれば、事業分離には大きく分けて以下の３つの方法がある。

- ①経済事業の経営権を有限会社等に貸貸する（経営貸貸）。
- ②経済事業部分を分割して、新設の有限会社等が承継する。
  - ・単独新設分割：分割する組合が単独の場合
  - ・共同新設分割：分割する組合が複数の場合
- ③経済事業部分を分割して、既存の有限会社等へ承継する。

上記の①～③の相手先は、有限会社だけでなく、株式会社、あるいは協同組合（単位農協および経済事業連合会）も考えられる。

バイエルン州の場合には、監査中央会が、バイエルン州を本店とする経済事業の連合会である株式会社 BayWa や有限会社への経済事業の移転を兼営組合に促していた時期があり、近年の事業分離の相手先はこれらの両者となっている。一方、2005年に DZ BANK に聞き取り調査を行った際には、専門農協に売却することもあるとのことであった。

### （４）兼営組合のメリット、デメリット

兼営組合のメリットとしては、第１に、金融事業と経済事業という異なる複数の事業を組み合わせることによるシナジー効果（相乗効果）が創出できることがある。幅広い顧客の獲得とともに、複数事業での関係性を有することや事業間での情報の共有化により、顧客の多様なニーズに的確にこたえることが可能となり、密接な関係を構築することができる。また情報、店舗、人員等の共通に利用できる資源を事業間で共有することで、コストの削減にも寄与する。

第２に、事業量や収益の変動を金融事業と経済事業が相互に補完する効果である。長期的にドイツ経済における農業のウェイトが低下するなかでは金融事業の収益が経済事業を補完してきた歴史もあると思われ、また、最近のマイナス金利の状況で金融事業の収支悪

化を経済事業が補完することも期待されてもいる。

一方、兼営組合のデメリットとしては、第1に、それぞれの事業に最適な規模があるとしても、他の事業の状況に規定されてしまうということがある。金融事業には、適当な規模であったとしても、地域経済における農業のシェアが低下するなかで、経済事業としては十分な事業量とならない場合もあると思われる。第2に、事業量のウェイトの高い金融事業中心の経営管理体制で、経済事業のマネジメントが難しくなってしまう懸念がある。第3には、銀行監督上の法規制が経済事業にも適用されるため、負担が大きくなることである。金融事業と同様の監査が経済事業についても必要となり、また、貸付部門と審査部門の分離の考え方が経済事業にも適用されて部門の分割が必要になるため、コストが増大する。

これらのメリットとデメリットは地域、また兼営組合の状況を反映してその軽重や当否は異なるものと考えられる。前述のとおり地方監査中央会が経済事業の分離を推奨したこともあるようだが、最終的には、経済事業を分離するかどうかは各兼営組合の総会（総代会）で組合員が決定する。

なお、ドイツの協同組合銀行グループは連結決算を公表しているが、これは経済事業も含めたものである。DZ BANK への聞き取り調査によれば、兼営組合の経済事業の売上高は少なく、リスクも少ししかないため、連結決算によって経済事業のリスクを抱えることが問題となったことはないとのことであった。

また、日本では、金融機関は他業禁止であるため、総合事業を営む農協が、イコルフッティングの観点から問題視されることもある。しかし、同じく DZ BANK によれば、ドイツでは、他業態から兼営を批判されることはないという。ライフアイゼンバンクはもともと農業から発生した銀行なので、兼営について納得感があるためとみられる。

## （5）個別組合の事例

### a 経済事業を兼営する協同組合銀行: VR PLUS Altmark-Wendland

#### （a）概況

VR PLUS Altmark-Wendland（以下 VR PLUS という）は、ニーダーザクセン州にある経済事業を兼営する協同組合銀行である。Volksbank Osterburg Lüchow Dannenberg と Volksbank Clenze-Hizacker という 2 つの協同組合銀行が 2017 年 1 月 1 日に合併した後、現在の名称になった。基盤となる最初の組合は 1917 年に設立され、その後 100 年の間に経済事業部門についても金融事業部門についても、数多くの合併を経験してきた。

VR PLUS の定款には、「次の者は、組合員資格を得ることができる。a) 自然人、b) 人的会社、c) 私法または公法による法人」と記されており、また「非組合員に対する事業の展開は許容される」旨の定めが置かれている。つまり組合員資格には居住地や職業等の要件は含まれておらず、員外利用についての制限もない。

2016 年末の金融事業の顧客数は 37,080 人（2017 年 1 月 1 日の合併後は 47,856 人）、組合員数は 10,612 人（同 13,216 人）である。組合員の資格要件は先に示したとおりであり、農業者が組合員にならないといけないという定めはないが、VR PLUS を利用している農業者の多くは組合員になっている。また、組合員のうち農業者は 10%を占める。

VR PLUS の定款の第 2 条 目標（Zweck）と事業対象（Gegenstand）には、

第1項 組合の目標は、組合員の経済的な振興と支援である。

第2項 組合の事業対象は、顧客向けの金融事業と、商品やサービスの供給事業を行うことである

と規定されている。

VR PLUS への聞き取り調査によれば、VR PLUS では 2014 年に金融事業に関するコンサルティングを行う大学教授と検討を行った結果、低金利の時代には、金融事業と実物経済とを結びつけることが非常に重要だとの結論に至った。もともと、兼営組合として歩んできたが、金融事業と経済事業との相乗効果を高めつつ、経済事業については多角化を進めるという戦略をとっている。

## （b）ガバナンス

VR PLUS の定款には、組合の機関として、理事会、経営管理委員会、専門家諮問委員会（Fachrat）、総会の 4 つが示されている。

理事会の構成員は、定款では 2 人以上と規定されており、実際には 6 人により構成されている。理事会の指名と解任は、経営管理委員会によって行われる。

経営管理委員会は、定款では最低 9 人によって構成するとされている。うち 3 分の 2 は総会によって選出され、3 分の 1 は雇用者によって構成される。実際の経営管理委員会は雇用者も含めて 12 人によって構成され、うち 5 人は農業者が占めている。農業者の比率は長期的には上昇傾向にあるとのことであった。

総会には、毎年 1,000 人程度の組合員が参加しており、組合員のなかでも農業者の参加率は比較的高い。

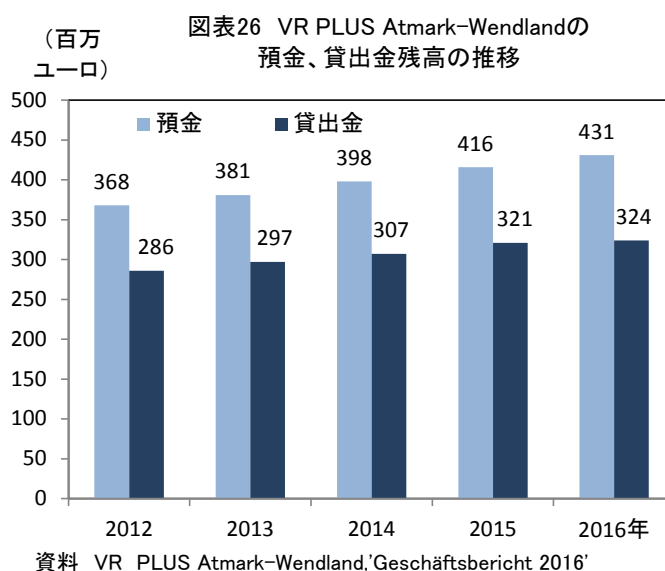
専門家諮問委員会は、協同組合が一般に置く機関ではないが、VR PLUS では経済事業に関して、組合員と組合の間をつなぐ組織として設置している。同組合の重点領域である農業、酪農の 2 つに分かれ、酪農の諮問委員は 10 人で構成される。農業の諮問委員は 21 人からなり、6 つの地域から代表を出すかたちとなっている。委員は、すべて農業者である組合員であり、「この地域に倉庫を設置してほしい」といった要望などを出してもらう。

## （c）金融事業

### ア 概要

VR PLUS の 2016 年末の職員数は 886 人だが、そのうち金融事業に従事する職員は 164

人である。金融事業と経済事業をまたがって職員が異動することはなく、給与体系も異なる。VR PLUSには19の銀行支店と、ATMが設置された4つのセルフサービス店舗がある。2016年末の預金残高は4億3,100万ユーロ、貸出金残高は3億2,400万ユーロである（図表26）。



## イ 農業融資

VR PLUSでは、一般法人の事業口座と同様に農業者向けの事業用口座も提供している。同口座のメリットは手数料の優遇であり、貸出金利や預金金利については信用度や残高次第であり、農業向けの貸出について特別に利子助成や補給を行うといったことはしていない。

この地域は農業が重要な産業であるため、VR PLUSの貸出金全体に占める農業向けの割合は42%である。農業融資の担当は全体で4名おり、うち2人は他の業務と兼任している。これらの担当者は、3地域の拠点となる支店（リュッヒョウ1人、ダンネンベルク1人、オスターブルク2人）に勤務している。聞き取り調査をしたのはリュッヒョウという地域にある支店の農業融資専任担当者であり、1年間に100件程度の農業融資を扱う。担当する地区内の農業者は、全員知っているとのことであった。同担当者は、両親が農業に従事しているため、もともと農業についての知識はある程度持っていたとのことであり、さらにGenoAkademieという協同組合の研修機関で、土壌検査や肥料など農業に関する知識を学ぶ講座の修了書も取得した。金融事業に関しても各種の研修を受けている。

融資先の農業者からは毎年、前年の決算書を提出してもらう。決算書には、土地をどのくらい保有しているか、機械をどのくらい所有しているか、農産物はどのくらいとれたか等が記載されているため、数値を分析して、信用度を判断する。決算書は10年間保存しているが、データベース化はしていないとのことであった。

農業融資の担当者から見た経済事業兼営のメリットを質問したところ、以下のとおりの回答が返ってきた。農業者の借入金の返済には農産物の販売代金があてられるが、農産物の出荷先もVR PLUSなので、農産物の販売状況がどのようになっているかを容易に把握することができる。また、農業者が農機を購入する場合も、購入先はVR PLUSであるため、農機部門の職員から電話がかかってきて融資の話をするよう頼まれるといった総合事業のメリットがある。

管内には競合する銀行が貯蓄銀行しかなく、農業融資のシェアは50%程度を占めている。

VR PLUS を通じてレンテンバンクの資金を借り入れる人も多いが、利用するかどうかは顧客次第である。農業融資担当者は、5 万ユーロ以上の投資に対する借入の場合に利用するケースが多いように感じるとのことであった。

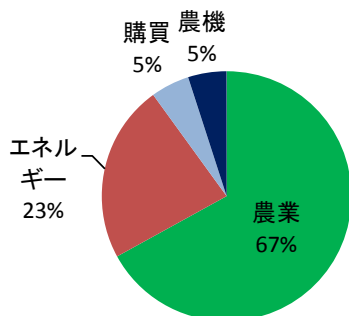
**(d) 経済事業**

経済事業については、他の協同組合銀行では本体で行うのではなく子会社で実施するケースもあるようだが、VR PLUS では一部を除いて本体で事業を実施している。一部子会社で実施しているものは、地元の企業を買収したケースである。なお、経済事業についても、員外取引についての規制はない。経済事業の拠点は、金融事業の支店よりも広い地域に分散している。つまり、経済事業は VR PLUS 以外の協同組合銀行が存在する地域でも事業を行っており、より広い地域を対象としている。

経済事業は、「農業」「エネルギー」「購買 Markt」「農機」の 4 部門から構成されるが、売上高の 3 分の 2 は農業部門が占める（図表 27）。経済事業の売上高は、農産物の価格低下を主な要因として過去数年は前年比減少が続いている。なお、VR PLUS の経済事業の規模は、経済事業を兼営する協同組合銀行として、ドイツ国内でも 1、2 を争うほど大きさである。

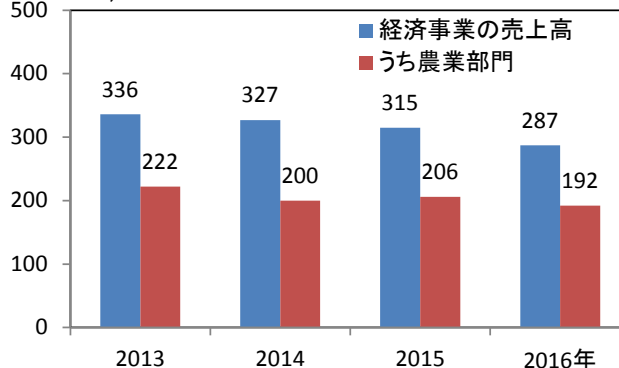
経済事業の売上高は、乳価の下落による農産物販売高の減少、飼料価格の低下による購買高の減少等により、図表 28 にみるとおり 2014 年以降連続して前年比減少となっている。農業部門の売上高は年によって変動があるが、こうした不安定性を低減させるため、経済事業では多角化を進めている。10 年前に地元のレストランを買収し、後述するようにガソリンスタンドとの相乗効果を高めつつ経営しているほか、トラック運転手向けの駐車サービス（シャワー等も併設）も新たに始めている。ガソリンスタンドに併設するショップも近代化を図り、コンビニエンスストア的な品ぞろえをするようにしている。他方で効率化のため、中央購買部という部署を作り、経済事業関係の仕入れ（ガソリン、飼料、機械等）

図表27 経済事業の売上高の部門別構成(2016年)



資料 VR PLUS Atrmark-Wendland, 'Geschäftsbericht 2016'

図表28 経済事業の売上高 (百万ユーロ)



資料 VR PLUS Atrmark-Wendland 'Geschäftsbericht 2016'



を一括して行うこととした。

## ア 農業部門

農業部門では、主に穀物・油糧種子・ばれいしょといった農産物の売買、農薬・肥料の販売、種子の準備、倉庫、労働力関連サービスを提供している。倉庫 29 か所、飼料配合プラント (Kraftfuttewerke) 2、種子センター1、玉ねぎ処理場 1、ばれいしょ貯蔵施設 3、検査サービス場 1 といった施設がある。農業部門の職員数は 247 人 (2016 年末) である。

農業部門の渉外担当者の拠点は 3 か所ある。そのうちの管内北東部の拠点で聞き取り調査を行った。当該拠点には、内勤と渉外を合わせて 25 人の職員が配置されており、管内の農業者数は約 100 名とのことであった。ほとんどの農業者は、多少なりとも VR PLUS の経済事業を利用しており、9 割は売り上げに貢献しているといえる状況である。地域内には競合先となる企業が 2 社あるほか、専門農協も存在している。農業者のなかには、VR PLUS と専門農協の両方の組合員になっている人もいる。

農業者の経営規模が大規模化(耕地面積 150 ヘクタールぐらいを想定)しても、VR PLUS から離れていくといった傾向は見受けられず、むしろ、大規模化するとより大きな投資が必要なので、関係性が深まる傾向があると感じている。

聞き取り調査を行った拠点の敷地内には、農業用の倉庫も併設されていたが、VR PLUS の倉庫を利用しても、別の売り先に作物を販売するケースもあるとのことであった。VR PLUS は、倉庫の利用料と倉庫から農産物を出す際の手数料を受け取る。また、農家が自前の倉庫を持っている場合には、農産物の品質の検査を VR PLUS が行ったうえで、買取価格を決定することもある。

## イ エネルギー

エネルギー事業では、ガソリンスタンド 20 か所、洗車場 10 か所、ガソリンスタンド併設のショップ 10 か所、レストラン 1 か所等を運営している。ガソリンスタンドでの販売以外に、消費者への直接販売も行っている。

2016 年の職員数は 120 人である。前述のとおり VR PLUS 全体として、ショップを近代化しているほか、トラック運転手向けの駐車場サービスなど新たなサービスの提供も開始している。

訪問した先は、ガソリンスタンド、洗車場、ショップ、レストランが同じ敷地内に併設されていた。ガソリンスタンドは 24 時間営業で、11 人の職員のほかに職業訓練生もいる。



ヨーロッパ内の交通の要所にあたる場所でもあり、1日あたりの給油回数は500回を超える。併設のショップでは、冷凍生地からパンを焼き、それにソーセージを挟み付加価値をつけて販売している。ショップの中には銀行のATMも置かれており、現金の引き出しが可能である。

レストランは、10年前に地元の経営者から買収したものだが、周辺に食事の場所があまりないこともあり、ドライバーだけでなく地元住民の利用も多い。交通量が多いため、日曜日には昼、夜200食ぐらいでている。ホテルでの調理経験もあるレストラン管理者のもと、付け合せのポテトの調理方法を規定のメニューのものだけでなく利用者の要望に合わせて提供したり、おもてなしを重視する対応をしたりして、過去数年間売上げを伸ばし続けている。

ショップやレストランの売上高は増加傾向にあるが、エネルギー部門の売上高は年々減少している。その背景には、原油価格が低い状況が続いていることがあるとみられる。

## ウ 購買、農機部門

ここでは便宜的に購買という用語を利用したが、元の用語は「Markt（市場）」とされており、主に14か所のライフアイゼンマルクトの運営から成る部門である。VR PLUSのライフアイゼンマルクトは、家庭用品、ガーデニング用品、衣類、ペット用の商品、おもちゃ等を主に扱っており、大規模な店では自転車や照明器具等も扱っている。職員数は90名である。

農機部門については、9か所の拠点があり、135人の職員が働いている。

### (e) 収支の状況

VR PLUSでは、通常、経済事業と金融事業の利益は半々に近い状況であり、この構成を好ましいものと考えている。実際に、2015年の税引前当期純利益のうち、金融事業は54%、経済事業が46%を占めた。ただし、経済事業の売上の3分の2を占める農業部門は、農産物の価格低迷により2014年、2015年は赤字となり、経済事業の税引前当期純利益は前年比減少が続いている。

他方、金融事業についても、現状でも平均よりはいい水準を維持できているが、現在のような金利情勢が続くと、金融事業の税引前当期純利益が伸び悩み、当期純利益に占める比率が下がる可能性もあるとみている。

### (f) 兼営のメリット・デメリット

VR PLUSの地区内の購買力は、ほかの地域に比べて弱く、平均的な地域を100とすると80~85%程度に留まるとのことである。そのため、金融事業のみ、経済事業のみでは、生き残りが難しく、兼営は収益面で必要である。金融事業と経済事業を同時に行うことに

よって事業推進面でも相乗効果を発揮しており、また、兼営について特に他業態から批判を受けることはない。

他方、経済事業を兼営していると、経済事業についても銀行に関する監査と同等の監査を受けなければならない、しかもリスクを測定するための手法も自前で作らなければならないといった課題がある。また、銀行の場合は、利益相反の観点から、貸付部門と審査部門を分離し、同一の担当者が両方を行うことができないことになっているが、同様のことが経済事業にも適用される。例えば農機を販売する場合には、販売の担当者は販売だけに関わり、契約については他の部署で行うというように業務を分離しなければならない。経済事業だけ行っている組合では、そのような業務の分離を行う必要がない。とはいえ、兼営によって通常よりも厳格な管理が必要になることについて、VR PLUS では前向きにとらえており、また、実際にドイツ連邦金融監督庁（Bafin）の検査が入った際にリスクの測定方法について了解を得ることができた。

## **b 経済事業を兼営する協同組合銀行：Raiffeisenbank Donaumooser Land**

### **(a) 概況**

バイエルン州にあるドナウムーザーラント・ライファイゼンバンク（以下同ライファイゼンバンクという）は、農業者を組合員とする貸付金庫として 1889 年に設立された。その後、ほかの組合との合併が進んだが、一貫して農村部での貸付や、資材供給を使命としてきた。現在の主な農産物は、ばれいしょ、とうもろこし、小麦である。

地区内はもともと農村地帯だったが、工業化が進展しアウディ、エアバスといった企業が進出してきたため、農業者もそうした企業に働きに行くようになった。そのため、農業経営体数は減少し集中化が進み、また地域経済における農業の重要性も低下してきた。

### **(b) 組合員・ガバナンス**

組合員資格については VR PLUS と同様、自然人、人的会社、私法または公法による法人は誰でも組合員になることができる。しかし、同ライファイゼンバンクでは、組合員資格を有していながら、同ライファイゼンバンクの銀行口座を持っていない、経済事業の利用がないといった活動実態がない人には、組合を脱退するよう勧告することがあるとのことである。

員外利用に関する規制はない。農業者が必ず組合員になるとも限らない。また、後述する経済事業において建設資材を購入する事業者が組合員になることはあまりない。

同ライファイゼンバンクの定款には、組合の機関として、理事会、経営管理委員会、総会の 3 つが示されている。

理事会は 2 人、経営管理委員会は 7 人によって構成されている。経営管理委員会の 7 人のうちの 3 人は農業者であるが、特に農業者に特定の人数を割り当てるといったことは行

っていない。経営管理委員会のメンバーに占める農業者の数は、農業者数の減少により低下傾向にある。

### (c) 金融事業

2016 年末の預金残高は 3 億 8,200 万ユーロ、貸出金残高は 2 億 800 万ユーロ、信用事業店舗数は 8、職員数は 72 人である。

金融事業の顧客は、個人 1 万 5,000 人 (91.7%)、法人 1,000 社 (6.1%)、農業者 350 人 (2.1%) である。貸出金の内訳は、個人 67%、法人 29%、農業者 4%を占める。

### (d) 経済事業

同ライフアイゼンバンクは、1970 年代に特に経済事業を積極的に推進するようになり、床材や壁材といった建設資材を取扱商品に含めるようになった。当初は小さいスペースで当該業務を行っていたが、手狭になったため 1993 年に中央倉庫を作った。2002 年に 3 つの協同組合銀行が合併した後は、経済事業の拠点はカールシュット (Karlshuld) とバイヘリング (Weichering) の 2 か所になった。2016 年末の経済事業の職員数は 33 人である。

カールシュットには、2010 年に建設されたライフアイゼンマルクトがある。日本のホームセンターのような品揃えで、ペット関連の商品、大工用品、キャンプ道具、ガーデニング商品など幅広く提供している。同じ敷地内には、経済事業の事務所と建設資材の倉庫もある。カールシュットの売上高は約 340 万ユーロで、個人向けが 36%、農業者を含む事業者向けが 64%を占める。他方、バイヘリングでは、肥料等の販売スペースは経済事業の事務所の一部を占めるのみであり、売上高 (約 1,040 万ユーロ) の 96%は事業者向けである。

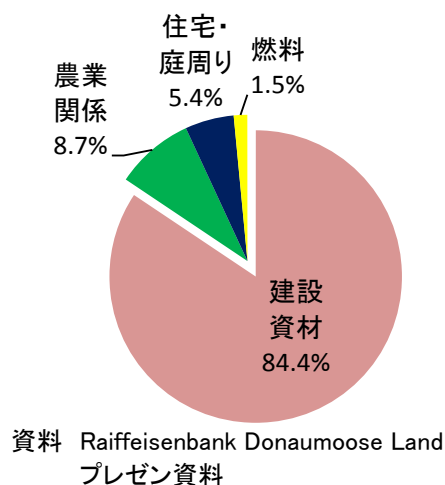
建設資材の中身としては、発砲スチロールや耐熱材、セメント、床用のマテリアル、壁用のギプス繊維、壁の建材が多い。その商圏はバイエルン州全体に広がっているが、特に州の南部が主な販売地域である。同ライフアイゼンバンクでは、資材を運搬するための大型トラック 5 台、小型トラック 2 台を所有しており、自前のトラックで正確な時間に配送できることが顧客に評価されているとみている。



2016年の経済事業の売上高は1,373万ユーロで、内訳としては、建設資材が84.4%を占め、農業関係は8.7%に過ぎない(図表29)。また、相手先別の売上高は床材を扱う事業者が55.2%、個人17.1%、壁材を扱う事業者16.2%、農業者11.4%となっている。つまり、同ライフアイゼンバンクでは、経済事業における農業関連の割合は非常に低い。

同ライフアイゼンバンクによれば、2016年の経済事業の収益は36万ユーロで、収益率は平均3%であった。しかし、農業関係の収益率は0.8%程度と相対的に低い。これに関しては、経営規模を拡大した農業者がグループ化し資材購入等を行うようになると、割引率を上げてくれと要望してくることが多いため、収益率が低下してしまう。同ライフアイゼンバンクの事業規模で農業関係部門を維持していくことは難しく、建設資材部門があるから継続できると感じている。収益率が低いにもかかわらず農業関係部門を維持していることについては、歴史的な経緯があるからであるが、もし赤字になるような事態に陥れば、農業者と対話をして「利用が増えなければ事業をやめなければならなくなる」と言わざるを得ないと考えている。

図表29 経済事業の売上高の内訳(2016年)



### (e) 兼営のメリット・デメリット

同ライフアイゼンバンクでは、金融事業を利用する人は金融事業だけ、経済事業を利用する人は経済事業だけ単独で利用しても構わないと考えているが、兼営によってシナジー効果が発揮されていると感じている。たとえば、農業者が事業規模を拡大するための資金の貸付を行うことにより、肥料や農薬、建材の取引が拡大する可能性がある。また、ライフアイゼンバンクの認知度が高いことは、企業に建設資材の販売を行う上でのメリットにもなっている。

収益面においても経済事業は重要であり、低金利下で金融事業の収益も低下傾向にあるなかで、経済事業の利益が貢献している。

## 6 農業融資に関する政府支援の状況

### (1) レンテンバンクの概要

最後に、農業融資に関する政府支援の状況についてみてみたい。ドイツには、公法に基づいて設立され政府の保証がある、いわゆる公的金融機関が19あり、レンテンバンクはその1つである。そのうちの17は州が100%保有する銀行であり、全国を対象に事業を

行うのは KfW とレンテンバンク（Rentenbank、ドイツ農林金融公庫とも呼ばれる）の 2 つである。レンテンバンクは、農業および農村地域を振興する役割を担うことを目的としている。

レンテンバンクの資本を構成する基本資本金は、1949 年から 1958 年の間に農業および林業部門により提供された拠出金がもとになっている。「そのため、準備金を控除した後に残る未処分の利益は農業振興のためにのみ使用されることとなっている<sup>19)</sup>」。レンテンバンクは、公法に基づき設立された非営利目的の公法人としての地位を有するため、法人税および取引税を免除されている。

レンテンバンクは、食料・農業省の監督を受けるとともに、銀行業務については欧州中央銀行（ECB）の直接監督を受けている。会計については連邦財務省の管理下にあり、業務の内容は連邦会計監査院がチェックしている。

レンテンバンクの歴史を簡単に振り返ると、1949 年の設立時にレンテンバンクに与えられていた課題は小農の生産体制の効率化を促進し、国民が安価な農産物を入手できるようにするという農業構造の改善であった。また、農村においては、自治体と連携し、道路等のインフラの改善を行うための資金供給も行った。

1970 年代以降は、焦点を絞ったプログラムを導入するようになり、青年農業者を奨励するためのプログラムや、東西ドイツの統一後は旧東ドイツの道路事情を改善するためのプログラム等が導入されるようになった。さらに、環境保護や持続可能性を奨励するようなプログラムも次々と導入され、たとえば、動物福祉を達成している経営体向けの金利引き下げ等が行われるようになった。

EU には「国家補助規制」があり、国家補助は原則禁止だが、自動的に許容される補助と、欧州委員会によって域内市場との適合性判断により許容されうる補助とがある。ドイツ連邦政府は、公的金融機関の果たす機能や債務のすべてについて無期限かつ金額的にも無制限に保証し、公的金融機関はそうした保証を無償で受けていたが、これが許容されるかについて是非が問われた。その結果、レンテンバンクへのドイツ政府の支援については、2002 年 3 月に、欧州委員会が許容されうることを確認している。

レンテンバンクの業務構造は、債券の発行等により国際的な市場から資金を調達し、その一部を他の銀行に預入、貸付したり、投資による運用を行ったりすることで利ざやを稼いでいる。レンテンバンクは政府保証を得ているためトリプル A の格付けを有しており、非常に低金利で資金を調達することができる。

その資金は、農業向けの融資にもあてられるが、通常、レンテンバンクは直接貸付を行わない。実際に審査をして貸付を行うのは、農業者等が利用する一般の銀行であり、レンテンバンクはこれらの銀行に資金を貸し付ける。レンテンバンクによれば、農業向けの融

---

<sup>19)</sup> 債券投資のポートフォリオウェブサイト <https://pfol.io/issuers/RENTEN>

資からは利益を上げておらず、資金運用から上げた利益により業務全体を行っている。

なおドイツでは、事業者のあらゆる財務活動を管理し、その事業者のメインパートナーとして投資プロジェクトの資金調達を支援する銀行を「ハウスバンク」という。ドイツ貿易・投資振興機関のウェブサイト<sup>20</sup>によれば、「ハウスバンクは1つの銀行と排他的な関係を結ぶという、長年にわたるドイツ企業の伝統から生まれたもの」である。農業者も「ハウスバンク」を通じてレンテンバンクの資金を借り入れるのが一般的であるため、以下でもその用語を用いることとする。

## (2) 融資のプロセス

レンテンバンクの融資の一般的なプロセスは、以下のとおりである。

レンテンバンクから資金を借り入れ、最終的な借り手に貸付を行う銀行(ハウスバンク)は、事前に登録しておく必要がある。こうした金融機関は、民間銀行、公的金融機関を含めて1,050程度ある。レンテンバンクはこれらの銀行の評価を行い、その評価に応じて、各銀行の貸付限度額が決まる。評価は、バランスシート等のデータ分析と、オンサイトでの検査に基づいて行う。レンテンバンクからハウスバンクへは、低利で資金の貸付が行われる。貸付金利は、期間によって異なるが、銀行間では統一されている。

ハウスバンクは、借入れを希望する農業者の審査を行う。農業者が申込書に必要事項を記載して提出すると、ハウスバンクは農業者の信用度の格付け水準、その格付け水準に基づく貸付金利、担保の状況等をその申込書に書き込む。基本的に格付けはA~Iまでの9段階でハウスバンクが行うが、農業者の場合は農地を保有しており担保力が高いためA~Cに入ることが多い。一般に銀行は、農地や農業用建物の評価を専門に行う鑑定人を加えて評価を行うことが多いが、銀行によって評価に差がつき、同一の農業者に異なった格付けがなされる可能性はある。

ハウスバンクが借入申込書をレンテンバンクに送ると、レンテンバンクでは、必要事項が書き込まれているか、格付けと貸付金利の水準が合致するか、また、当該貸付を実行することによりハウスバンクの貸付限度額を超えることはないかといった事務的なチェックを行うが、レンテンバンク自身が農業者の審査を行うことはない。レンテンバンクは、フランクフルトの本店以外に支店を持たず、職員も282人しかいないため、こうした仕組みをとることによって効率的に業務を行っている。

ハウスバンクはレンテンバンクからの借入金と、農業者への貸出の利ざやから収益を得る。また、貸倒れが発生した場合のリスクは、貸付を行ったハウスバンクが負うこととなっている。

レンテンバンクによれば、同行の資金の取扱シェア(2016年の残高ベース)は、貯蓄銀

---

<sup>20</sup> ドイツ貿易・投資振興機関ウェブサイト

<https://www.gtai.de/GTAI/Navigation/JP/Invest/Service/faq.html#414306>

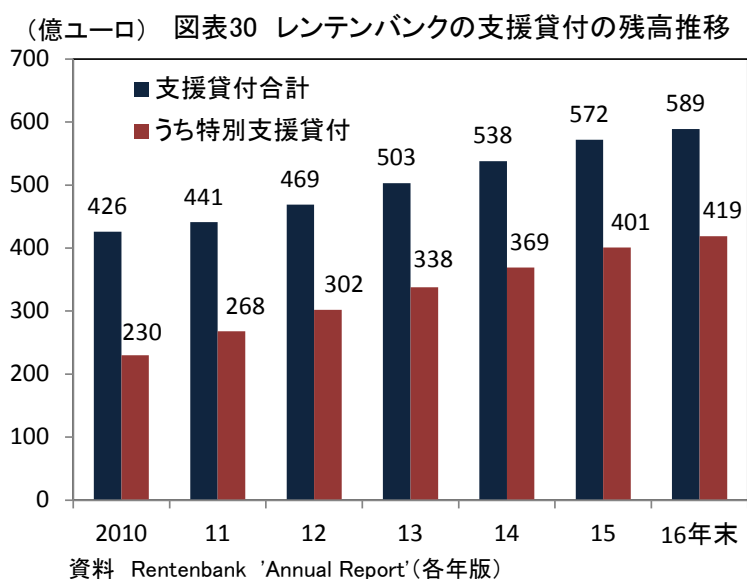
行が 40%、協同組合銀行が 40%、民間の商業銀行 20%を占めるとのことである。農業者のハウスバンクであることが多い協同組合銀行のシェアが低いようにも感じられるが、これは、協同組合銀行ではもともと農業者の顧客が多く自前の資金で対応するケースが多いことが影響しているとみられる。

### (3) 融資の状況

レンテンバンクの資金の借り手は、以下の部門に限定されている。①農林園芸水産業（同部門の従事者、同部門に関する機械、肥料、その他の物品の製造業・販売業等の関連事業や、農林水産業に密接な関係を有する商業およびサービス業の従事者）、②食品業（食品卸業を含む、食品の加工、販売に関する事業）、③再生可能エネルギー、④農村地域の公共的設備（人口 5 万人未満の地域における、飲料水の処理および配給、ブロードバンド、下水および廃棄物の処理、区画整理、環境保護、公共輸送、住宅および雇用の創出・確保を含む）。

主に 2 種の支援貸付と呼ばれる貸付があり、1 つは、明確な支援目的や支援策のための特別支援貸付（Special Promotional Loans）、もう 1 つは農業および農村地帯に対する標準的支援貸付（Standard Promotional Loans）である。

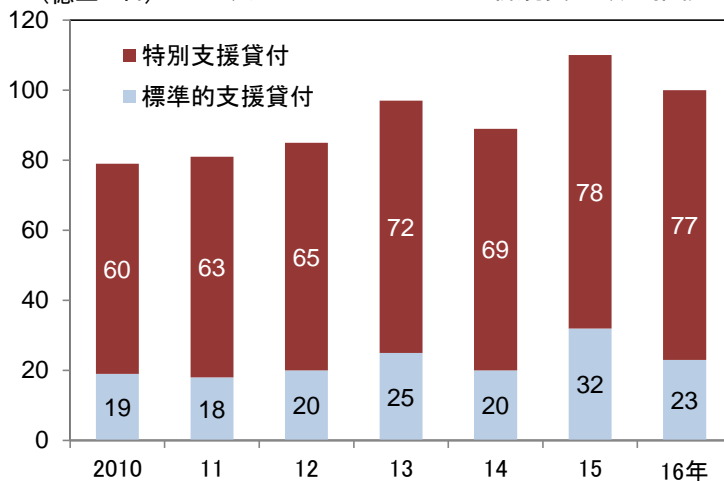
特別支援貸付は、農業関連政策を発展させるための貸付プログラムの条件を満たす借り手に対して、中長期の貸付を行うものである。中長期の特別貸付は、借り手のハウスバンクに対してなされ、ハウスバンクが審査を行ったうえで借り手に貸し付ける。ただし、農村地域のインフラ投資等については、地方公共団体や関連団体に貸付が行われることもある。適用される金利は、銀行から通常の借入れを行うよりも、有利なものであることが多い。特別支援貸付の残高の推移は、図表 30 に示すとおりである。





農業および農村地帯に対する標準的支援貸付の期間は、通常10年までである。標準的支援貸付については、ドイツ国内だけでなく国外の金融機関に対して行われることもある。貸付条件については、金融機関の信用力の評価や一般的な市場状況が反映される。

(億ユーロ) 図表31 レンテンバンクの新規貸付額の推移



資料 Rentenbank 'Annual Report' (各年版)

### 2016 年末の支援貸付残

高 589 億ユーロのうち 419 億ユーロ (71%)、2016 年の新規貸出額 100 億ユーロのうちの 77 億ユーロ (77%、図表 31) は特別支援貸付が占めているため、以下では特別支援貸付について説明することとする。特別支援貸付は、農業関連政策の発展のためのプログラムに基づいて行われるため、プログラム貸付とも呼ばれている。

特別支援貸付は、①農林業関連 (農業、林業、葡萄栽培、園芸)、②水産養殖・漁業、③アグリビジネス (農業関連の貿易・サービス企業、農業投入物製造業者等)、④再生可能エネルギー、⑤農村開発、という 5 つの分野に分かれている。①の農林業関連分野のなかに、成長、持続性といったサブカテゴリーがあり、サブカテゴリー内でも 39 歳以下の青年農業者等の条件に応じて特別低金利 (Zins LR-TOP) を適用するケースがある。2016 年の新規貸付額において、大きな割合を占めたのは農村開発と農林業関連であった。

2016 年の農林業関連の新規貸付額は、厳しい経済情勢の影響を受けて農業者の投資意欲が減退し、農機向けの貸付や農地購入向けの貸付額が大きく落ち込み、2015 年よりも 24.9% の減少となった (図表 32)。他方、農村開発の分野では、地方自治体のインフラプロジェクト、特に、地方公共団体の建物、教育機関、給水、下水処理、道路建設への貸付が進んだ。この分野においては、州の関係機関に資金を供給し、その機関が農業関連の事業者を支援するための貸付を行うといった取組みも行われている。アグリビジネスの分野

図表32 特別支援貸付の新規貸付額の内訳

(100万ユーロ)

	2010年	2011	2012	2013	2014	2015	2016
①農林業関連	2,056	1,652	2,438	2,842	2,725	3,175	2,383
②水産養殖・漁業	-	3	5	6	4	5	3
③アグリビジネス	279	330	480	637	545	794	954
④再生可能エネルギー	2,322	2,456	1,410	1,599	2,006	1,512	1,914
⑤農村開発	1,243	1,808	2,130	2,143	1,559	2,299	2,433
その他	80	7	7	10	18	23	0
合計	5,980	6,256	6,469	7,236	6,858	7,807	7,687

資料 Rentenbank 'Annual Report' (各年版)

では、機械装置や建物、また農業関連企業の原材料と投入物向けの貸付を中心に需要が旺盛であった。再生可能エネルギーの分野での資金需要は、政策の影響を大きく受けている。2017年1月1日より再生可能エネルギーに関する法律が改正されたため、2016年には駆け込みで発電装置を購入したり建設したりするための資金需要が発生した。

特別支援貸付等について、年間の上限額は定められておらず、資金需要があればより多くの金額を貸し付けることが可能である。レンテンバンクとしては、もっと多くの貸付を行いたいと考えている。融資を促進するため、特別低金利の対象者には、特定期間の貸出について、貸出総額の1%を補助金として与えるという取組みを行っている。